

淀川水系流域委員会 第66回委員会 議事録（確定版）

日 時	平成19年11月 7日（水） 午後 4時32分 開会 午後 8時 1分 閉会
場 所	京都市勧業館みやこめっせ B1F 第1展示場 A面

[午後 4時32分 開会]

1. 開会

○庶務 (日本能率協会総研 近藤)

それでは、定刻となりましたので、これより淀川水系流域委員会第61回委員会を開催いたします。司会は委員会庶務近藤が務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

本日の出席委員でございますが、ご連絡いただいている委員が19名で、現在16名がお席につかれております。3名ほど若干おくれておりますけれども、一応出席というご連絡をいただいております。いずれにいたしましても定足数には達しておりますので、委員会として成立していることをご報告いたします。

審議に入ります前に、配付資料の確認及び発言に当たってのお願いをさせていただきます。まず、配付資料でございますが、資料は「発言にあたってのお願い」「議事次第」「配付資料リスト」とございまして、右肩に番号がついてある資料で、報告資料1、審議資料1、審議資料2-1、2-2、2-3、2-4、その他資料、参考資料1、それと第54号「淀川水系流域委員会ニュースレター」の合わせて9点を袋に入れてお配りしております。ご確認をお願いいたします。

なお、審議資料2-2、別紙集その2の最後の方に、表紙には記載してございませんが、586番の資料をホチキスどめでなく挟んでお入れしておりますけれども、ちょっと1枚図が足りない、欠落しております。申しわけございません。この会議が終わるまでにご用意いたしますので、後ほどお受け取りいただければと思います。なお、参考資料1、「委員及び一般からのご意見」につきましては、10月23日に開催いたしました第65回委員会以降に委員会あてに寄せられた意見を整理しております。

続きまして、発言に当たってのお願いでございますが、発言をいただく際は、発言に当たってのお願いをご一読いただき、ご発言の際には必ずマイクを通し、お名前をご発声してから発言いただきますようお願いいたします。

一般傍聴の方へのお願いでございますが、傍聴の方にも発言の時間を設けておりますので、審議中の発言はご遠慮をお願いいたします。携帯電話につきましては、音の出ないように設定をお願いいたします。

それでは、宮本委員長、よろしくお願いいたします。

○宮本委員長

皆さんこんにちは。きょうも大勢の皆さん、傍聴においでいただきましてありがとうございます。また、委員の皆さん方には、本当にいろんなことでお忙しい中、この会議に参加していただきまし

てありがとうございます。今開会前に隣の河田委員とお話をしていましたら、朝宮崎に行かれて仕事をして、今またこの委員会のために戻ってこられたと、大変なスケジュールの中で出席してもらっています。そのほかの委員の方々も、いろんなスケジュールの中をこの委員会のために出席していただいているというふうに、厚く感謝申し上げます。

いよいよこの委員会も8月9日にスタートいたしまして三月がたちました。前回の委員会でも申し上げましたけれども、この3カ月間のやりとりを踏まえまして、今後のこの委員会の審議の進め方について、きょうは皆さん方にいろいろとご議論いただきまして、考えていきたいというふうに思っているところでございます。また、後半は河川管理者の方から今まで出されましたいろんな質問の追加説明、あるいは補足の回答についてかなりの量をまた出していただいご説明になるということになってございます。

そういうことでございますので、またきょうも3時間でございますが、ひとつよろしくお願ひしたいというふうに思います。

2. 報告

1) 前回委員会以降の会議開催経過について

○宮本委員長

それでは、庶務の方、報告事項をお願いいたします。

○庶務（日本能率協会総研 前原）

庶務の前原でございます。これより未報告となっております会議についてご報告申し上げます。報告資料1をご参照ください。まず、第65回委員会でございます。2007年10月23日に開催されました。主な審議内容といたしまして「①淀川・宇治川・木津川・桂川における治水の考え方について」、その中では、従来の計画では「2日雨量で確率評価1/200」だった。なぜ24時間雨量にしたのか妥当性を説明してほしい、また現時点で最新の堤防点検結果などを踏まえた河川ごとの調査結果が示されないまま、川上ダム、大戸川ダムが必要だとする原案を示されても納得できない、わかりやすい説明をお願いしたいといった、計画に至るプロセスについての説明を求める質問などがなされました。

また、「④既設ダムの長寿命化について」、掘削の期間はどの程度になるのか、事業費の根拠となる計算式はないのか、除去に必要な費用はだれが負担するのかなど、長寿命化の実現性などに関する質問がなされました。

次に、第90回運営会議でございます。2007年10月26日に開催されました。決定事項でございますが、第66回委員会の審議内容及び第67回委員会の審議の進め方が決定いたしました。なお、第67回

委員会では、重点テーマを大戸川ダム、川上ダム、丹生ダムとし、各テーマごとに委員が2人1組で選出され、自分なりの理解を公表し、議論を深めることとなりました。また、発表のための事前準備としまして、選出委員と河川管理者による意見交換の場を設けることも決定しております。

以上でございます。

○宮本委員長

はい、ありがとうございました。

3. 審議

1) 今後の委員会の進め方について

○宮本委員長

それでは、早速審議に入りたいと思います。1つ目の議題ですが、「今後の委員会の進め方について」ということでございます。これについては、私の方からご説明いたしますけれども、審議資料1をごらんください。前回の委員会で今後の委員会の進め方、一工夫も二工夫もする必要があるのではないかというようなことを申し上げまして、それで、前回の運営会議でそのあたりの議論をいたしまして、一応のたたき台といたしますか、皆さん方へのご提案をきょう出してまいりましたので、ご説明したいと思います。

「河川整備計画原案審議にむけて」ということでございますけれども、これまで原案に関する河川管理者の説明に対して、質問がきょう現在で1,200ほどございます。それに対して的確にお答え願ったものもございますれば、まだ不十分なもの、まだ未回答なものもございます。いずれにしてもまだすべてについての回答をいただいたということじゃなしに、多くの疑問点が残っているのが現状だと思っております。

一方で、これまでの、ここでも説明に対する質疑応答をやってきたわけでございますけれども、この委員会の質疑応答に対して委員の皆様方あるいは一般傍聴の皆様方から、その質問のやりとり自体がわからないと、何を質問して何を質疑応答しているのかがわからないというふうな率直な声も多くいただいたわけでございます。

それで、今後わかりやすく、かつ円滑に審議を進めるために、委員それから一般傍聴者及び河川管理者の間におきまして、いろんなたくさん網羅的な質問をばらばらに質疑応答するというのでは余計わからないものですから、ある意味において系統立って、この質問は一体この原案の何のためにしているのだということを皆さん方で位置づけて、そういうふうな疑問点といたしますか、その整理とその共有化が必要なのではないかなというふうに思っているわけでございます。

それで、今までのように個別の委員あるいは一般傍聴の方々とは河川管理者との間の、いわば1対

1のこのやりとりでは、なかなか系統立った整理もできないと思いましたが、一つの縦糸、横糸を設定して、それに沿って委員の間で議論をして、そしてこういうふうなことが委員の間で、あるいは一般傍聴の方も含めて、疑問点だと、それでそれは確かに大変重要な疑問点だから、これは河川管理者の方からきちっと説明してもらおうというふうなことをやっていけばどうかというふう

に思っております。

そういうことで、まず委員会の中でテーマを絞りまして、そのテーマに沿って委員会の中で委員同士で議論をして、そこである程度頭の整理をしながら、ポイントを絞って河川管理者の方からの確なご説明なり回答をいただくという方向にすればどうかというのが1点でございます。

それで、次のページ、3つ目のスライドでございますけれども、見ていただきますと、一体どういうテーマに絞るかということですが、やはりある程度具体的なイメージがわくもの、そして皆様方の関心が非常に高いということで、なおかつそういうテーマをすれば治水の基本的な考え方も、あるいは環境に対する話も含まれているということで、3つのテーマを提案いたします。

1つ目は、「大戸川ダム・天ヶ瀬ダム再開発事業」ということで、大戸川と天ヶ瀬ダムの再開発はある意味においてはワンセットになってございますので、これを1つのテーマにしたいと。それから、2つ目は川上ダムと上野遊水地ということでございます。それで、3つ目が丹生ダムと、これには琵琶湖の水位関係も含まれるかと思っておりますけれども、いずれにいたしましても、この3つのテーマを縦糸、横糸にすればどうかというふうに思っております。

それで、具体的な審議方法でございますけれども、4ページ目のスライドでございます。この3つのテーマ、各テーマごとに担当の委員を選びたいというふうに思います。それで、この担当委員が、これまでの河川管理者側からの説明あるいは回答を踏まえて、私は今までこういうふうな、例えば大戸川ダムについては理解してきた、しかしこの辺がよくわからない点が残っているというふうなことを、この委員会においてまず、まあ言えば話題提供といいますか、出していただいて、それに基づいて委員の方から、あっ、その疑問ならこうですよと、もう私が説明できますよという場合もありましょうし、それから確かにこの疑問についてはみんなまだはっきりしないねと、それについては河川管理者からきちっとご説明してもらおうというふうなことをしていけばどうかというふう

に思っております。

それから、こういう審議の方法をとっていただくわけですが、引き続きそれぞれ今までの河川管理者との、委員と一般傍聴者の1対1の質疑応答ですか、これは引き続き継続は別途していきたい、並行してやっていきたいというふう

に思っているわけでございます。

それで、この各テーマの担当の委員でございますけれども、これをまた、例えば治水の専門家が

この担当になられると、どうしても治水の専門的な話にやりとりがいつてしまいますのでまずかろうと。あるいは、環境の方なら、やっぱり環境の専門家としてのやりとりに流れてしまうのではないかということで、できるだけ、いわば専門的ではないといいますか、ダムだとかあるいは河川について専門的ではないという方に、ある意味においては私はこういうふうに理解している、あるいはこの辺が疑問点だということを報告してもら方がいいのではないかなというふうに思っております。そうすることによって、委員だけではなく、一般傍聴の方々の目線にも、できるだけ近づいてこの委員会の中の議論ができるのではないかなというふうに思っております。

そういうことを前回の運営会議でまとめまして、きょうお諮りしたということでございますので、この私が今説明いたしました今後の委員会の進め方について、各委員の方々からご意見をいただければありがたいというふうに思います。よろしくお願いします。

水山委員、どうぞ。

○水山委員

この流域委員会の最後はこの原案に対する意見書をつくるのでしたか。さっさと作ればいいのではないですか。努力はしてきましたけど、理解できないところは理解できない内容なのでこの部分は認められないということで回答すればいいんじゃないですか。一生懸命勉強してみんなで分担して、小学校や中学校の何かの教科書を勉強しているわけじゃないわけだから、何か方向が違うような気がするんですけど。

○宮本委員長

要するに、ご意見とすれば、別にもうそんなに教えてもらわなくても、わからないなら、わからないからそれはまあ言えば認められないという意見を出せばいいんじゃないかということですね。こういう今の委員の意見がございましたけれども、ほかの委員の方はどうでしょうか。

千代延委員。

○千代延委員

千代延です。私は反対です。委員会でわかった人、わかりが早いのは専門家の方が早くわかると思います、それぞれの分野です。それだけの人が意見をまとめて、これが委員会の意見ですということにするのであれば、こういうふうに委員会を大げさに開くこともないと思うんです。わかった人だけが何か河川管理者に意見を言う機会をつくっていただいて、河川管理者はそれを聴取して何かをやればいいというふうに思うんですが。

何から何まで100%理解せよというのは、これはどだい難しいことだと思うんですが。やっぱりある程度のレベルでそれぞれこの委員会の、私のような者も含めて、意見を交わして、その上で委

員会として原案に対する意見をまとめるという、やっぱりそういう手続をしていただかないと、これは私に限らず、傍聴の方、あるいは今ごろのことですから、一般の住民の方がインターネット等で進行の様子を見ていらっしゃると思うんですが、そういう方も含めて、今のような個人で河川管理者の方とやりとりをして、前よりは大分理解が深まりましたけど、まだそれぞれがばらばらの状態なんですね。それなのにその状態のままで、もうそろそろ委員会としてわかる人だけでまとめようと、極端に言えば、今のご意見はそうじゃないかと思うんですが、それは私は賛成しかねます。

以上です。

○宮本委員長

ほかにご意見はございますか。当然ご意見はあろうかと思うんですけれども、竹門委員どうぞ。

○竹門委員

竹門です。水山先生がおっしゃるように、この委員会の使命を考えますと、原案に対する意見をちゃんとつくっていかないといけないですね。しかも、単に言いつ放しではなくて、こういうふうにするべきだということまで言う必要があると思うんですよ。そうなってきますと、残る委員会の回数に対してどういう努力配分をするべきかという判断は当然必要だと思います。

もちろん、十分に理解するための努力というのは大事なわけですが、委員会全体の役割を考えれば、次回こうしましょうという提案ではなくて、あと何回あるうちに対してこういう努力配分をしましょうという形でないと、使命を全うできるのかと心配になります。

その意味では、あと3回ですかね、現実的にはプラスアルファもあり得ると思うのですが、その辺の見通しを示した上でこの議論をするべきではないかと思えます。

○宮本委員長

この提案の基本的なところは、まず私たちは最終的には原案に対する意見を言うんです。言うんですけれども、理解ができずに意見は言えないというのが基本だと思います。原案に対する理解が、委員会としてある程度理解、わかったと。そして、それに対して、それで意見を言うのならいいんですけれども、わからないと、まだよくわからないのに意見を言うというのは非常に無責任な話だと私は思っています。

ただし、そのわからないにも程度がありまして、例えば非常に細かいこと、そんなことは別にもう質問が出ているのだけどもあいいやと、別に大勢の話ではないよということもあると思うんですよ。その辺の頭の整理もある程度しないと、今は非常にみんなこれ、個別にやっているものから、大きな問題から、ある意味においては非常に専門的な細かい話まで質疑、やりとりしているわけです。

それを、この委員会として意見を言うが上にも、一体どういうことが非常に、まあ言うと、最終的に意見を言うにしても、これだけは疑問点としてやっぱりクリアにしとかないといかんということとをみんなで共有しないと、最終的な意見はそれぞれ委員が勝手に個人で言うわけではありません。委員会として言うわけですから、そこの頭の整理をするということが、私は意見を早く出す早道、かえって早道ではないかなというふうに私は思っています。

それで、仮に、今のこの状態で、そしたら今の意見書を書いていけるのかと、少なくとも私の感触ではこの状態では書けない。ましてや、これはかなり回答が出ていますけれども、まだ出てない基本的なデータもかなりあるわけです。そのかなりある基本的なデータが、逆に言うたら一体要るのか要らないのかということも、恐らく皆さん理解されてないと思うんですよね。何のために今こういうことを求めているのだということが共有されてないから、やはりみんなの議論がかみ合わないところがあると思うんです。

それで、私は基本的には、ある意味においては委員会の審議を円滑に、かつ効率的に進める上においても、一度この委員会で、ある意味においては縦糸、横糸に沿って、みんなで頭の整理をして、まあこういうことは逆に言うたらあんまり気にしないでおこうと、しかしここはポイントだからきちっと河川管理者の方から話を聞こうということは、私は必要ではないかなと思うのですけれども。

○竹門委員

趣旨はわかりましたが、もしそうであれば、これまでのようなここがわからないから教えてくださいという、ただの質問の場ではなくて、私はこれが問題だと思うという、その問題点の整理という形でもぜひしていただきたいというふうに思います。

○宮本委員長

まさにそのとおりです。ですから、個人がいろんな質問をしても、一体この人は何のために質問しているんだろうというのがわからない人はいっぱいあると思うんですよね。ですから、今おっしゃったみたいに、この原案のこういうことが非常に大事であって、そこを理解するためにはこういう疑問点があるから、ここについて説明願いたいと、それを委員会でそれぞれ、ほとんどの委員の方々がそれはそうだと、それはやっぱり聞くべきだなということを、頭を整理した上で、こういうことが問題だからここについてご説明願いたいということを、委員会全体と河川管理者の間でやりとりをするのが必要ではないかということです。

○竹門委員

しつこいようですけれども、ここがわからないという意味での問題点というものもあると思うんですが、そうではなくて、わかった上でもこの方法や言い方は問題ではないか、という意味での問題

点についても今からちゃんと整理していくべきだということですね。

○宮本委員長

はい。それは当然並行してやればいいと思います。それを何も排除するわけではありません。

○竹門委員

ですから、この進め方のご提案の中に、そういう趣旨もちゃんと含めた形で了解するべきではないかということです。

○宮本委員長

まあいわば疑問点だけではなくに、例えばこういうところはこうすべきではないかということも、ある意味においては委員会で共有して、言えいいではないかということですね。はい、わかりました。

○川上委員

川上です。これまで、この委員会が立ち上がってからやってきたことは、主に河川管理者から説明を受けて、そしてそれに対して疑問点があるのを質問するという、その説明と質問のやりとりだけで、委員同士の意見交換というのはほとんどやってないわけですね。そういう意味で言うと委員会としての体裁をなしていないというふうに反省すべき点は大いにあると思うんですね。

それで、今回この新たな審議のやり方が提案されたのは、そういう反省に基づいて、委員会でもっと意見交換しよう、活性化しようよということが私は基本的な考え方ではないかと思っておりますので、ぜひもちろんこの質問と説明というのももちろん継続しなければいけないわけですが、もっと委員会らしい審議を、議論のやりとり、ディスカッションを委員同士でもっとやろうよというふうに私は考えます。

○宮本委員長

ほか、ご意見。では、岡田委員、どうぞ。

○岡田委員

岡田です。1つスケジュール管理というのか再確認ですが、大体いつまでにこのアウトプットを最終的に出すことをめどにするのかという、その縛りをどう考えるのかということについて、委員長のお考えをお聞きしたいと思います。もう1つは、ご提案のことはわかりますが、その場合に事実関係の認識ですね、どういうふうに事実を、客観的状況とか、あるいは制度的な制約も含めてですけれども、正しく認識するのかと。それから、あるいは、正しく認識している人もいるけど、認識していない人もいれば、それをどうすり合わせるのかという話と、それからやはりどこまでいってもある種の立場の違いとか見解の違いですり合わないところというのがどうしても出てくると思い

ます。これをやっぱり仕分けないと、エンドレスになる部分があると思うのですが。

その辺も踏まえて、今ご提案になっているところはどこまでをめどにして、今のすり合わせをしたいというふうにおっしゃっているのか、そのあたり、特に委員長の見解をお願いします。

○宮本委員長

今おっしゃったみたいに、今の質問のやりとりでは、一体基本的な価値観が違うのか、立場が違うから言っているんだと、これは幾らやったら仕方がない、水かけ論だというものもあれば、例えば客観的な事実についてまだ不十分、共有してないという面があると思うんですよね。私はだからそれも含めて、この委員会の中で、その辺の整理をしながら、これは、逆に言うたらもう何ぼ言っても水かけ論ですよという話も出てくると思うんですよね。それを、私はやっていけばいいというふうに思っています。

それで、スケジュールの話ですけど、今いろんな各委員から出ました。もともと河川管理者は、12月に意見を出してくれということだったんですよね、一番初めの委員会で。これは努力目標として、あの当時しょっぱなの委員会で、そんなあと3ヵ月、4ヵ月でそんなことができるわけじゃないかというふうな意見も委員の中からはありました。しかし、これは河川管理者からの要請とかお願いであって、努力目標として、確かにそれは我々としてもそれに向けて努力しましょうということを書いてきたことは事実です。

しかし、私たちの使命というか、この委員会の意見を言うことは、ある時間の中で、まるっきりですよ、仮にですよ、何ら十分な審議もせずに、時間が来たから何かそれぞれがもう勝手にばらばらで意見を言いますと、それでは私たちの、我々の委員会の使命は果たせないというふうに私は思っています。

それで、その当時、そのとき私が言ったことは、そういう努力目標はあるけれども、この委員会は周りの住民の皆さん方から見て、ここまできちっと審議をしてくれたなということを見てもらえるようなところまではきちっとやりますよと言ったはずですよ。私はその意味において、今ここで、例えばあと3回、4回の委員会で、きちっとした十分に審議をした意見が言えるとは、私個人の見解を言いますが、到底思えません。全く不十分です。

そういう意味において、ひょっとすると何かもう一回遠回りになってしまうかもしれませんが、もう一度やっぱりテーマを絞って、今日提案したように、みんなで議論をしながら、整理をしながら、何が問題で何をどうするのだということをやっていた方が、私はより円滑に、そして早期に意見が取りまとめられると思っています。

私の見解というのは以上です。

○河田委員

委員会の運営というのは大変難しく、基本的に20人を超える委員会で活発な議論をしながら審議するというのはどだい無理な話なんですね。これまでの経験から言いますと、やっぱり10名前後で議論するというのはいいのですけれども、20名を超えてしまうと発言する時間も短いし、やっぱり不消化に終わってしまうというのはもちろんあるので。

ですから、理想論を言えば、そういう十分な時間をとればいいわけですが、やっぱり時間的な切迫性がないと絶対まとまらない。ですから、エンドレスで、今1,200質問があるというふうなお話がありましたが、これに一つ一つ答えて、ではいいものが提言としてできるかということ、そんなものではないと思うんですね。

ですから、委員長のおっしゃる意味もよくわかるし、審議と言えるような内容でないというのであれば、僕は12月に10回でも委員会をやったらいいと思う。12月に10回出せというんだったら、12月に10回委員会をやったらいいと思う。そういう努力をやっぱりやるべきではないですかね。ですから、今のスケジュールでは無理ですよ。どう考えたって、委員会の中で議論してないんですから。だから、委員会の中で、あなたの意見は間違っているのではないかと、こういうことをやり合わない限りまとまらないんでね。

ですから、12月に河川管理者が答申を欲しいとおっしゃるのであれば、12月にもうそれは3日に1回ぐらいやってもいいじゃないですか。そういう努力をやっぱりやる覚悟があればまとまると思うんですよ。ですから、こんな月に2回とか3回でだらだらやったって、これはやればやるだけ疑問点はたくさん出てきますし、ですからやはりその覚悟を示す必要があると思うんですが。

○宮本委員長

まさにそのとおりでね、覚悟を示したからこそ9月に5回もやったんです。あのときに各委員からそんなのめっちゃめっちゃじゃないかという批判を私は受けました。それでもこの委員会はとにかくやってみようやないかということでやったわけです、9月に5回も。

しかし、そのときに十分に、我々が出した質問に対して河川管理者が速やかに出してくれましたかと。いまだに出てませんよ、基礎的なデータが。なおかつ、あれだけのことを、例えば9月に5回もやると、委員の参加がまずなかなかできないということと、それから一般傍聴の方あるいは住民の方が十分にこの委員会にも参加できないし、それはもう本当にある意味では限られた委員だけの浮いた委員会になってしまう。世の中から完全に浮いた委員会になってしまう。

そういういろんな批判があって、これは、もともとこの委員会というのは、河川整備計画をつく

るということにおいて、住民意見の反映なり学識経験者の意見を言うということに基づいたその趣旨からいって、そんなめっちゃめっちゃ回数で突っ走るわけにはいかないということで、月に2回というふうにしたのです。

月に2回といっても、これは普通の委員会から言うたらかなりの回数だと私は思っていますけれども、普通の委員会というたら、3カ月に1遍とか4カ月に1遍とかいう話が非常に多いと思うんですよね。その意味からしたら、すごいやっぱりこれは回数をやっていると思うんですよね。

それで、12月に、それでは10回やりますかと。これ、皆さん委員の方10回、私はそれはやるべきではないと私は思いますけれども、本当に月に10回やりますか、これ。私ちょっとそこはね、何ともいうところがあるんですけども。

では、あれですよ。あんまり今までは聞かなかったんですけども、今各委員からもともと12月が努力目標だという話がありましたよね。あのとき8月9日に河川管理者がそうおっしゃったんですけども、なぜ12月なんですか。今まで流域委員会、河川整備計画をつくるのに5年、6年かかってやってきたわけですよ。そして、ことしの1月に休止をされて、その間何も動かなくて、8月に再開して、そして今までの基礎案とは基本的にくらべて内容が変わるような原案が出てきて、それを3カ月で意見を出せと。どうして12月でないといけないんですか。それを河川管理者からご説明ください。

河川部長ですよ、河川部長。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部長 谷本）

全体のスケジュールとして、今年度中に整備計画をつくりたいということを申し上げました。それは、整備計画の策定自体がおくれてきていることもあって、時間がかかったんですけど、ようやく基本方針がまとまったので、あとはもう頑張ってやりたいということで、手続からいって、案をつくって府県知事と協議する期間を来年の年明けからということを考えたら、年内にはご意見をいただきたいと、こういう趣旨で申し上げました。

○宮本委員長

それでは、この河川整備計画は年度内にどうしてもつくらなければならないという理由を言ってください。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部長 谷本）

どうしてもという理由があるわけではなくて、それはほかの水系でまだおくらなれているところもありますけれども、淀川の場合には、これまでから審議をした経過もあって、基本方針でも、若干時間はかかったけれどもいろいろな審議をしてきたので、そんなにもう時間はかけずにやれるのでは

ないかというふうに思ったわけです。

それで、我々も言い方は若干あいまいなんですが、今年度中を目途にと申し上げていまして、今年度中にどうしてもではなくて、そこを目標に考えていると。多少ずれるのはやむを得ないとは思っているということです。

○宮本委員長

できるだけ早くやるというのはもうみんな一致しているんですよ。私だってね、気が短いからね、そんなだらだらするのは嫌なんですよ。だけど、今3月末にやるということで、そこから逆算して12月に意見を出してほしいと、そしてそのためには委員会を12月に10回でもやろうかと、そういうことまでせっぱ詰まって言っているときに、なぜ3月末でないとだめなんだということをはっきり言ってもらわないと。

委員だって、一体それはいつまでに意見、最終出さないといかんのやと。その意見がおくれることによって一体どういうことが、どういう重大なことがあるのだということ言ってもらわないと、それは逆に言うたら、3月末目途ですよというのは、何か、もやっとしたそういうものなんですと。それでは、今のこのみんなが議論しているのは何も、12月にどうしても意見を出さないかんという話にならないんじゃないですか。どうなんですか、そのスケジュールは。それで、何が支障が出るんですか。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部長 谷本）

整備計画の策定自体が、3月を多少ずれ込んで4月、5月となっていったからといって、とりたててそのことで何かすぐに支障が出るというふうには思っていないとか、具体的にこういう支障があるということを今思いついていないと言った方がいいと思うのですけれども。ただ、整備計画ができてないという状況をいつまでも置いておきたくないということです。

それで、きょうのご議論を聞かせていただいて、それから8月に最初お願いしたときからの経緯もありますのでちょっと言わせていただくと、我々も流域委員会だけに一方的に作業を、厳しいスケジュールをお願いするのではなくて、ご疑問に答えられる資料をつくりますということを約束して、そういうやりとりをしてきたのだけれども、確かにこれまで十分にその質問にお答えし切れてない、資料もわかりやすさということからいくと不足な点があったということは事実ですので、これは改めて努力をしたいと思ってきました。

そういったことの以前に、努力目標として12月で頑張ろうということは、当時委員会の皆さんでも決めていただいて、我々もそれはありがたいと思ってお願いをしてきた。それで、気持ちは同じですけれども、現実的に物理的に不可能なことをやってくれということではできませんので、それはこ

れまでと同じように、よい整備計画をできるだけ早くつくるという趣旨で、審議のやり方を工夫してやっていこうというご議論を今していただいていると思うんですが、ある意味では急がば回れみたいなやり方になるのかもしれませんが、委員長がおっしゃるような、しっかり議論ができるテーマを絞ってやっていくやり方の方が審議が進むのではないかということであれば、それはそういう努力をしていただいているということなので、我々としてはそれはそれで進めていただければいいのではないかと思います。

それで、それを日付を限って、さっき言ったように、例えば12月に10回も開いてというのは、10回という数字もそうですけれども、物理的にできないことまでを無理強いはしようとは思っていません。ただ、我々としては並行して今市町村長さんや自治体や住民の意見を聞く場を持っていますし、それも今継続中ですので、これもスケジュールははっきり見えませんが、我々の方ではできるだけ年内には取りまとめをできるように頑張っていこうとは思っていますということです。

○河田委員

ちょっと伺いたいのですが、一級河川109水系あって、淀川というのはこういう取り組みを非常に早くからやっているということで、これが早くまとまらないと、例えば国の社会基盤整備の概算要求のお金をとってこないといかんわけですよね。要するに、遅れば遅れるほど、そういう国からのマスタープランをベースにした河川整備計画に対する財源措置ということが遅れるということですよね。ですから、その辺の見通し、要するにここだけの問題ではなくて、当然荒川とか利根川という首都圏に問題もございますから。それと競合して河川整備をどう進めるかということも早く出さないと。要するにいいものが決まったけれども全然お金が来ないということになりかねないと。要するに、近畿地方でやる公共事業というのは大体皆意思決定がおくれて、2番煎じ、3番煎じというのが普通なんですよね。ですから、その辺の見通しをちょっと見せていただかないと。いやもう遅れてもかわらないよというのであれば、そんなものゆっくりやればいいのでね。けどやっぱり今度の平成20年度の概算要求にいけるというのであれば急がなければいけないし、その辺の見通しはどうなんですかね。

○宮本委員長

ちょっと私から言いますと、河川整備計画が、要するに今まだ成案ができてませんよね。できてないから予算がつかなくて事業がとまるということはないんです。今までも基礎案をつくって、その基礎案に基づいてもう既に事業はやっているわけです。ですから、整備計画をつくらないと近畿地整の河川には全然お金がつかないということはないです。

ただ問題は、ダムについては整備計画に位置づけないと、次のステップ、まさに本体の着工には

行けないと、これはずっとあります。ただし、着工できないというこれは、ある意味においては非常に私も責任があつて申しわけないのだけれども、ずっとその原案といいますか計画案が出せてこなかったわけです。それが初めて出たのがこの原案なんです。しかし、その原案についてもまだ、例えばダムについて十分全部説明してもらったかといったら、できてないのがあるわけですよ。

だから、特に今回テーマを絞ったのは、やはりこのダムについてできるだけポイントを絞って議論しようというのでこのテーマを設定しているわけです。というふうに私は思っていますけど、どうですか、河川管理者。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部長 谷本）

予算の仕組みはおっしゃるとおりです。ダムに限らず大規模な事業、新しい河川改修だとかについても同じような手続が本来は必要で、整備計画にきちっと盛り込まれたことで予算が認められることになっているわけですが、今まで全国で見ても109のうち半分ぐらいしか整備計画もできていないわけで、そういったところでも事業はやっていますし、既にダム事業が動いているところも、従来からの継続の形で動いているところもあるわけです。

だから、それが直ちに致命的なとか絶対だめということではないのだと思っているのですが、ただルール上はやっぱり、整備計画ができて位置づけていることが財務省に説明するときが一番胸を張って説明できる形ですので、早くそういうふうにしたいということです。

○宮本委員長

佐藤委員、どうぞ。

○佐藤委員

佐藤です。いつまでにというのも大切なことでありましょうけど、それと今回の担当委員を決めるというのはまた別の問題でして、我々会社経営からしますと、こんな効率の悪い会議体はないですね。いつまでも質疑応答ばかりの時間を費やして、拡散はしても収れんしないと。こんなのはちょっと考えにくいです。

したがいまして、その打開策として案をつくられたわけですから、これをやって早く審議に移るといふ、そっちの方を早くやっていただきたいですね。でないと、いつまでにといふのも、こういう担当委員というやり方をやっても、いつまでといふのはまた別の問題で、それはまた長引くかもしれませんね。いつまでにやるためにこれをやるというのではなくて、ひとえに会議の効率性、早く審議にたどり着くといふことの妙案が出たと私は評価いたしております。

○宮本委員長

河地委員どうぞ。

○河地委員

河地です。これまで整備計画原案を河川管理者がご説明になって、我々から今おっしゃったように千数百の質問が出てきたと。中には意見も当然含まれていたわけですが。一通り終わったというふうな認識に立ったならば、ここで、委員長には大変申しわけございませんが、これまでの質問・意見と河川管理者の対応、そういうことも含めてここまでの審議の内容全体を俯瞰していただいて、委員長自身でひとつ全体をまとめてもらうと。

今、スライドの2番目で3つのダムごとにテーマが書かれていますが、例えばこれそれぞれについてこれまでの委員の意見等を集約するような格好で、俯瞰する格好でちょっとスリムにまとめてもらうと。こういうスライド形式ではなくて、少しコンパクトにわかりやすく整理して、1,200全部対応することは難しいので、その中で何が重要か、何が重要でないかということ、委員長自身のご判断でいいかと思しますので、そういう、これは大変な作業かもしれませんが、庶務との連携の中でそういうものをおつくりいただいて資料として出していただいて、それをベースに、さらに何がデータ不足だから河川管理者は出してくださいという整理をここで一遍やっていただくのが一番いいかと思えます。これは私の意見ですが。

○宮本委員長

ありがとうございます。それも一つの意見だと思うんです。ただ、私がある意味においてはまとめて、ここが問題点だ、これに対してやると、これひょっとするとまた私と河川管理者との間の、ある意味においてはやりとりになってしまう可能性が強いものですから、私は委員会全体として、そしてなおかつこれを忘れてはいけないのは、この委員会だけで議論しているのではなしに一般住民の方とか一般傍聴者の方も巻き込んでやっていくということですので、そういうことをするためには、やはりこの委員会の中のできるだけ住民の一般傍聴の皆さん方と目線の近い方がまとめていただいて、そしてそれに対してこの委員会で議論しながらやっていく方が。

そうでないと、ちょっと私も正直言いまして非常に短兵急な性格なものですから、私がまとめてやると、恐らくこれはまた何か知らんけど私と河川管理者だけが浮いてしまうようなそんな気がするものですから、非常に私は今反省しているんです。

○河地委員

河地です。あくまでも委員長の方でまとめていただくのは一つのたたき台としてのまとめであって、それに対して各委員がまた意見を具申すると、そういう形で。

○宮本委員長

わかります。それはわかるんですけどね。

○河地委員

委員長が短兵急だとおっしゃいますけど、それはそうであってもいいわけで、ここへ出していたでいて、それをみんなが議論してディスカッションしてですね。

○宮本委員長

それはわかるんですけどね。それは一つのご提案だと受けとめますけれども。どうですかね。例えば、この今の5つのダムとか3つのダムについて、全部私がある意味においては私の頭の整理をして、これで皆さんどうですかというのがいいのか、さっきご提案したように、この中で担当の方はできるだけ幅広く担当してもらって、その中で議論を共有していくという方がいいのかということなんですけども。

千代延委員。

○千代延委員

千代延です。今、これからの進め方ということに議論が移っていると思いますけれども、私はもとの提案の進め方の方が結局は全体の理解を深めて、それで委員同士の審議を深めていくことができる近い道ではないかと思しますので、原案に賛成いたします。

○水山委員

水山です。委員長にまとめていただくというのに賛成いたします。

○河地委員

もう1つ付言させてください。ここの今のご提案の4番目のスライドの2つ目の箇条書きの部分で、担当委員2名を決められて、その委員の理解した内容や疑問点を報告と。これは、実はこれまでやってこられているはずなんです、基本的には。

○宮本委員長

やっていません。

○河地委員

同じことになりませんか、これ。

○宮本委員長

それはまるっきりやってないでしょう。今までは、それぞれの今までの委員会は河川管理者からある時間説明を受けて、それに対して各委員がそのときの自分の質問をやっていると。それで時間切れになったから、あとは文書で出してくださいということで、これも各個人対河川管理者ということですので、まあ言うたら、ある意味においては問題点を整理しながらその質問を投げかけていったということは一切やってない。それが必要ではないかと言っているわけです。

○河地委員

だから、その整理というのは、やっぱり委員長が皆さんの意見を聞いておられるわけですから、ご自身の意見も含めた上でみんなのこれまでの、それは難しいかもしれませんが、ひとつこのあたりで議論の流れを整理してもらおうという、そういう趣旨。

○宮本委員長

ですから、整理はするのですけれども、私がある意味においてはひとりで全部整理させてもらっていいんですかということなんですよ。

○川上委員

川上です。これは論点の整理だけではないんです。今まで説明を受けた原案、それから質問にお答えいただいたことを、新規の委員も継続委員もみんなが共有して理解して、そして本当の委員会としての議論をやるための新しい提案なのであって、論点整理だけをやるということが目的ではないんですよね。元河川管理者の委員長が論点整理をされるというのであれば、我々委員は要らないわけですよ。委員長が取りまとめをすると、新規の委員それから継続の委員、継続委員の中でも私のような頭の悪い人間は理解していないこともいっぱいあるわけです。そのがたがたの状態これから何かを取りまとめようと思ったって、私は無理なんじゃないかと思うんですね。

そのために、私はやはりこの原案のような一般の傍聴者の方々に近い人たちが今の自分の理解度を、これは場合によると厳しい批判を受けるかもしれません。「おまえ一体何年委員やってるんだ」と、「そんなこともわかってないのか」と言われるかもしれない。それでも基礎案と原案との間には連続性がないわけですよ。そうでしょう。その連続性のない原案を発表する人がどこまで理解しているかということさらけ出して、そして共有してこそ初めて本当の審議ができるのではないかと私は思います。

○千代延委員

千代延です。今までにたくさんの質問が出ていますけれども、それは自分の意見をまとめるためにいろいろ質問しておるわけです。まだ意見は言うてませんよ。ですから、委員長に取りまとめてもらい、それをたたき台にして次に進んだらというのも一つの方法かもしれませんが、それはもう意見をいろんな方が十分出して、その段階で一つの方法かもしれませんが、今はまだ質問を出しておる段階ですから、それは早いと私は思います。

○宮本委員長

どうぞ。

○西野委員

西野です。論点整理はやはり必要だと思います。委員長にまとめていただくという案もありますが、みんなの案をまとめるのが委員長であって、自分の意見をまとめるのが委員長の仕事ではありません。ですから、私は委員長に論点をまとめていただくというのには反対です。

これまでの流域委員会ではどういうふうに行っていたかといいますと、例えば特定の問題についてはワーキングを組んでいました。ですから、ワーキングを組む時間があればいいわけですが、時間が十分ないわけですね。その場合に、河田委員が言われたように20名で議論はとてもできません。やはりだれかが中心になってやらなければいけないというのはおっしゃるとおりです。そうすると、だれか担当委員を2名ぐらい決めてやるというのも1つの案だと思います。もう1つの案としては、ワーキングをつくって数名程度でやるというのがあります。

今お話を伺っている限りは、論点整理をするということについてはどうも皆さん合意をしておられるように思いますので、もう少し具体的に当面の審議方法で担当委員を2名にするのか、あるいはもう少し広くするかというところを議論されたらいかがかと思います。

○宮本委員長

ありがとうございました。私が論点整理せないかんのかと追い詰められたところを救ってもらってありがとうございます。

実は、今、西野委員がおっしゃったみたいに、今までは部会をつくったりワーキンググループをつくってやっていたんですね。本当はそれも確かに必要なと私は思うんです。ただ、それやるとまたそのワーキンググループでの議論を委員会でみんなが共有せないかんという二度手間的なところがございますので、なおかつ、今までの委員会はもっと人数が多かったわけですが、今回はマックスで24名ということで、もうこの委員会の中でやっていった方がいいのではないかとというのが1点あります。そして、その折衷的なところとして、この委員会の中で担当の方を決めて、ある意味においてはワーキングの世話人といいますか、そういう方にそれぞれのテーマについて引っ張ってもらいながら意見交換をしていったらどうかなというのがこの提案の趣旨であります。

山下委員、何かございますか。

○山下委員

山下です。余り口を挟みたくはなかったのですが、少し整理をした方がいいかなと思ったのは、1つは、今後の委員会の進め方について、これまでのようなやり方ではだめだねというところは多分皆さん了解がとれるだろうと。

2つ目に、提案の2つ目になるんだと思うのですが、委員同士の意見交換をして、委員会と

しての意思形成をしていかないといけないねというところも多分了解がとれるんだろうと。

それから3つ目が、そのためには原案についてどこからでもいいから意見交換しましょうかというのはとても無理だから、ある程度テーマというか話を絞ってやっていかないといけないだろうと。それがスライドで言うと3枚目のテーマをダムに絞っていいかというところで、私はもう少し議論が要るかなという気はしますが。

それから4つ目が、ではテーマを絞って委員同士で議論をしていきましようかということになったときに、ではいきなり議論しましょうかということが多分難しいだろうから、議論のためのきっかけというか話題提供は要るだろうと。それが担当委員を決めてそれなりの話題提供をしてもらうということなんだろうというふうに理解をしたわけです。

したがって、結局のところテーマを絞ってどういうふうなテーマ設定にして委員同士で議論していくと、原案に対する委員会としての意思形成が作りやすいかということで、ダムがいいのかどうかというのは議論が要るのかなというのが1つあります。

2つ目が、この審議方法として担当委員をとということで、委員長はできるだけ非専門の方からと。その方が一般傍聴者の目線に近いし、いわば委員同士の理解の共有化もできるのだろうということですが、そういう形でした場合に、論点整理になるかということが多分ならないだろうと思うんですよ。むしろ、基本的な考え方あるいはこういうふうな理解でいいんだよねということの話題提供になるんだろうと。むしろそれを受けて議論をして、そこで出てきた話を整理して論点が整理できるという形になるのかなと思うのです。そういう理解でいいのかどうかというのが2つ目です。

3つ目が、そういうやり方でやった場合に、本当にどれぐらい時間がかかるのだろうか、どれぐらい回数かかるのだろうかというところがちょっと見えないなど。これは先ほどのスケジュールとの絡みもあるのですけれども、場合によってはこれは結構時間がかかるかもしれない。それでもいいかというところがあるかなということです。

○宮本委員長

おっしゃったとおりに、担当委員が論点整理するのではなしに、その人を中心に委員会が議論をしながら論点が整理されていくと、それが多分最終的には意見を言うという内容につながっていくのだろうというふうに私は理解しています。

それともう1つは、まずこの委員会ではできるだけ早く意見を出す、これは共通の認識ですよ。その共通の認識を委員が持っている中で、しかし一方においてはきちっとした意見を出すために十分な審議をする。これは両方ある意味においてはトレードオフだと私は思うんですけれども。ただし、十分な審議をせずに早く意見を出すということはないと思っています。どちらも大事だけれども、

十分審議をして早く意見を出す。その方向でこの委員会がみんな同意すれば、中で非常に時間を食うようなむだな議論が出てきたら、それはみんなが抑えればいいわけでしょう、もうそんなことはやめようということ。それをこの委員会はオープンな場でやっているのだから、堂々とガラス張りの中できちっとした意見を早く言うということの2点に絞ってやるということではないかなと私は思うんですけども。

はい、どうぞ。

○河田委員

提案なんですけど、これまで寄せられた意見とか疑問とかそういった1,200の一度構造化をやりませんか。というのは、今パラレルに並んでいるので、どの部分に問題点を集約しているのかというのが見えてこないですよ。

○宮本委員長

それはやったんですよ。前回資料で。

○河田委員

いや、だけど、淀川の流域の問題点はここここを攻めればいいのかというのは、そういうところは出てきているんですか。そうじゃないんでしょう。

○宮本委員長

この前出したのは、例えば治水の上下流バランスはこれぐらい質問が出ていますとか、そういうある意味では機械的な整理はしているんですけども、河田委員がおっしゃるようにこれがポイントだと、例えば治水に対しては、あるいは大戸川に対してはこうだと、それをやろうとしているわけですが、今ここで。それをやらないことにはそれぞれがばらばらにやっても仕方ないということで、今まさにおっしゃったそういうポイントの絞り方をこの委員会でやっていきたいと思います。

○河田委員

ただ、それは話し合いでそういうものに絞り込むというのはとても大変だから、今までの意見の中でそういうもののあらあらのやつの姿を一遍見せないと、せつかくの質問、質問に答えてないという問題はあるのだけれども、質問が生かされてないというか、そういう構造化をやる必要はあるのではないかと思うんだけども。

○宮本委員長

まさにそのとおりなんです。まさにそれが我々の目指していることなんですけど、ただ、例えばそれぞれの人がいろんな質問を出しますよね。それが一体どういう思いで一体何が問題だと思って

いて質問しているのかというところも、実は個々にやっているからわからないところがあるわけですね。ですから、そこも整理した上で、それやったらその質問はもういいのと違うかという話もあると思うんですよね。だからそれを、まさに質問の構造化、疑問点の構造化をやろうと。そのやり方として今回提案しているわけです。

○西野委員

今の質問と回答集の整理なんですけど、非常に優秀な庶務がついておられるわけですから、ある程度は庶務にやっていただけたらいいと思うんです。それで抜け落ちてくる部分というのは委員がきちんとフォローするというので、こんな1000幾つの質問と回答なんて読み切れませんし、そういうのが目に見えるような形できちんと整理するというのが優秀な庶務のお仕事だと思います。

○宮本委員長

こういう審議の進め方をするけれども、並行して庶務でできるだけ今のこの質問を整理してもらって、一体何が本質的な質問なのかというところを整理してまた出してもらいながら審議するということですね。わかりました。

田中委員。

○田中委員

田中です。いろいろ議論は出ているんですが、結局このテーマを絞って審議するという方向性でとりあえず進みましょう。その中で、いいことも不都合なことも含めていろいろな材料が出てくると思います。それはその中でまた判断したりしてやっていけばいいわけですから、とりあえずは進めた方が良くと思います。お願いします。

○川上委員

川上です。このシステムでいくとして具体的なスケジュールを考えてみますと、年内あと3回の委員会が予定されているわけなんですけれども、この3つのテーマ一つずつやっていくとして、今度は11月26日の委員会だと思いますが、その委員会の中では河川管理者からの説明とか補足説明とかも受けなくてはならない。

そして、例えば1番の大戸川ダム・天ヶ瀬ダム再開事業についての発表といいますか話題提供といいますか、そういうふうなことを委員の側でやるとなると、この3つのテーマを26日一日でやって河川管理者の説明を聞くというふうなことも、これはちょっと時間的に不可能だと思うんです。

ですから、1つのテーマを十分な時間をとって、なおかつ河川管理者の説明を聞いて、1回の委員会を消化するというふうなことで年内に一通りこれをやってみるということで考えてはいかかだと思います。そうなりますと、河川管理者にはまことに申しわけないことになってしまいますが、できるだ

け早く意見をまとめるという姿勢は堅持するものの、1月にまたがってしまうということは考えなく
てはいけないのではないかと思います。

○宮本委員長

この委員会始まって以来のすごく活発な委員同士の意見がありまして、いろんな意見をいただいた上なんですけれども。どうでしょうか、今の川上さんのお話もありますけれども、このやり方で一回やってみませんか、皆さん。

○竹門委員

竹門です。山下委員から、方向性としてはよくても具体的にテーマ設定するとなるとダムでいいのかというご意見がありました。私もこの委員になって最初に素晴らしいと思っていたのは基本的考え方なので、その基本的考え方が各ダムの計画なり、あるいはダムに限らず、個々の事業にどのように反映しているのかというところを押さえていただきたいと。つまり、ダムの建設目的に入っていくのではなくて、淀川の流域全体の管理方向性に対してどういうメリット・デメリットがあるのかということ、基本的考え方に立ち戻って見るという視点をすべての課題に対して持っていた
いただきたいと思います。

○宮本委員長

それは当然でして、治水の話にしても河川環境に対する話にしても、実はこの大戸川ダム・川上ダム・丹生ダムを入口として入っていけば必ず全部そこに出てくるんです。逆に言うたら、そのことが整理されなかったら大戸川ダム・川上ダム・丹生ダムの整備の位置づけはできないということになりますので、今、竹門委員がおっしゃったみたいに、その基本的な考え方は必ず出てきます。

逆に言うたら基本的考え方だけを議論すると、まさに前に進まないの、かえってこういう具体的なテーマでやった方がいいのではないかなと思います。ということで、いろいろご意見、ご不満あろうと思いますけれども、このやり方で進ませていただいてよろしいでしょうか。

どうぞ。

○池野委員

池野です。方向はいいのですけれども、丹生は整備計画原案でもまだ方向性が出てないんです。そういう意味で議論を絞るなら上の2つにとりあえず絞ってやったらいかがですか。琵琶湖の問題は議論できないですけれども。

○宮本委員長

まさに私もそう思ったんです。初めは大戸と川上にしようかなと思ったのですけれども、前回の運営会議で河川管理者に確認しましたところ、丹生ダムについては、渇水対策の容量をダムに持つ

か琵琶湖に持つかのA案・B案は、これから二、三年かけて決定するのだけれども、丹生ダムを治水ダムとしてつくるということはこの原案で決めますということをおっしゃったものだから、それなら丹生ダムもそれについては整理しないと我々として原案に対する意見が言えないのではないかと。要するに丹生ダム自体が、やるかやらないかを含めて二、三年後だというのなら、それは二、三年後の議論になるのだけれども、少なくとも治水対策の位置づけはわからないのだけれども、治水ダムとすればやりますということをおっしゃったものだから、それだったらこのテーマに入れましょうということを経営会議で決めたんです。

○田中委員

田中です。それは経営会議での話だと思います。しかし、原案にはまだ出ていませんよね。

○宮本委員長

いやいや、出ているということを経営管理者に確認しました。

○田中委員

明確ではないと思いますが。

○宮本委員長

出てます。要するにA案・B案というどちらにするかについてはこれから二、三年かけてやるのだけれども、丹生ダムを河川整備計画に位置づけて、少なくとも治水ダムとすればやりますというのは、この原案の中に位置づけていますということを経営管理者がおっしゃったから、我々はこれをテーマに入れたんです。

○田中委員

わかりました。いずれにせよ、丹生ダムのところで議論になると思います。

○宮本委員長

そうですね、河川管理者。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 井上）

河川調査官の井上でございます。ここでそのときに経営会議の方で申し上げましたのは、今、丹生ダムとして考えられるのが今おっしゃった治水対策と異常治水対策です。確かにそれをどのような形で実現するのかわかるようなことについては、丹生ダムというのが一つの形なので、それからその丹生ダムの載せ方というような形があるということ。それについて我々も今後検討していく、調査検討していく期間が一定程度ありますけれども、例えば異常治水対策については、どのように展開していくのかわかるようなことは我々としてきちっとこの中で整理をしていただきたいと、そういうことは申し上げました。

○宮本委員長

違うでしょ。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 井上）

審議をしていただきたいと。

○宮本委員長

そうではなしに、異常洪水対策のA案にするのかB案にするのかというのは、これから二、三年かけてやりますからということだったんでしょ。今おっしゃっているのは、もともと治水ダムとしてやるということは間違いないんでしょ。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 井上）

ええ。

○宮本委員長

それと今おっしゃっているのは、異常洪水対策はとにかくやるから、それもこのテーマの中に入れてくれということですか。この原案で位置づけるから。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 井上）

もちろんそうですけれども、治水。

○宮本委員長

もういいから、はっきり言ってくださいよ。丹生ダムはこの原案の中でどういう位置づけ方をしているんですか。それだけ言ってください。要するに我々が意見として言わなければならない原案における丹生ダムの位置づけは何なんですかということです。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 井上）

異常洪水対策として位置づけるということです。

○宮本委員長

治水はあるんでしょ。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 井上）

治水についてももちろんです。

○宮本委員長

ということは、丹生ダムは治水プラス異常洪水対策としてやりますと、しかしその異常洪水対策をどういうふうにするかはこれから考えますということですね。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 井上）

はい、そのとおりです。

○宮本委員長

わかりました。明確になりましたので。丹生ダムは治水ダムなおかつ異常洪水対策ダムとして、ダムというかその容量を持つということを今回原案として位置づけているのだからそれに対して意見をくれということですね。わかりました。そういうことなので、やっぱり要るんです。

では、そういうことで、こういうことで審議を進めさせていただきたいというふうに思います。

それで、もう1つお諮りしたいのは、このテーマの担当委員であります。今のこの議論を踏まえまして、大戸川と天ヶ瀬再開発、川上と上野、それから丹生、この3つのテーマについて、今言ったとおりです。自分なりにこういうふうに理解したと、そして疑問点はこういうところにあると思うというようなことを一応そういうふうな報告をしてもらって、そのテーマの担当になってやろうという委員の方、まず立候補を。

ありませんか。

○河田委員

委員長が指名したらどうですか。

○宮本委員長

それでは、私が指名します。今、河田委員から委員長が指名しろというふうにおっしゃいましたので指名します。さっきも言いましたけれども、できるだけ一般住民の方の目線でこの議論を進めてもらうということです。そういうふうに言うと「あっ、自分かな」と思う方がおられるかと思うんですけれども、まず大戸川と天ヶ瀬ダム再開発については千代延委員にお願いします。それから、川上ダムと上野遊水地については山下委員にお願いします。それから、丹生ダムについては川上委員にお願いします。この3名の方にまず担当者ということでお願いします。特にどうしてもだめだという方はおられませんよね。

千代延委員、いいですね。

○千代延委員

千代延です。「雉も鳴かずば打たれもすまいに」ということがあるんですけれども、今言われてからさっきの意見を言うた者がまたがたがた言うのは非常に恥ずかしいので、次の発表のときにまた恥をかくと思いますが、そっちの恥の方をとります。

条件は、私ひとりで、もちろん素人の中の素人の目線でまとめて提起はいたしますが、やっぱり何かこの中で、例えば治水、やっぱり治水の方のアドバイスが一番欲しいような気がするんですけど、今もちろん思いつきません。思いつきませんが、私が依頼したいと思う人を考えて指名しますので、この人はお断りにならないようにという、これを条件に引き受けさせていただきます。それ

からもう1つ、私はプレゼンテーションが非常に下手でございます。したがって、ここにこういうふうに映すのを庶務の方にお手伝いしていただくと、これをもう1つの条件にお願いしたいと思います。

以上です。

○宮本委員長

何か最近、条件つきで就任するとかしないとかいう話もありますけれども、そういう条件ですね。では、山下委員どうですか。よろしいですね。

川上委員は。

○川上委員

木津川をやってきましたので、余り丹生ダムの方を勉強してないんですが、この機会に頑張っ勉強したいと思います。ただ、これも条件つきでお引き受けさせていただきたいと思いますが、アドバイザーを二、三名程度お願いするかもしれません。

○宮本委員長

それでは、3名の委員の方に快くお引き受け願えましたので。今の条件でいろんな報告をするのに、庶務の方の協力も当然要ります。それからあと、河川管理者の方にも協力を求めますので、それはお願いしたいというふうに思います。千代延委員あるいは川上委員の方から、当然自分だけではあれなので、例えば治水の専門家の委員の方あるいは環境の専門家の委員の方に、ある担当者のお助けといいますかアドバイザーというか、そういう意味で指名するので一緒にやってほしいというのがございました。これももっともな話だと思いますので、これについては千代延委員と山下委員と川上委員がそれぞれ指名していただくということでお願いします。指名をされた委員の方は、よほどの何か理由がない限りはぜひご協力をお願いしたいというふうに思います。これはあれですか、今は指名できませんよね。

○千代延委員

ちょっと時間を下さい。

○宮本委員長

それでは、もうそれは決まったということで、それぞれの委員からご指名があった方はぜひご協力をお願いしますということでお願いいたします。

それでは、大分時間をとりましたけれども、1つ目は以上で終わりたいと思います。

2) 淀川水系河川整備計画原案に関する質問・回答と補足説明について

○宮本委員長

引き続きまして2つ目の審議内容でございます。今までの質問と回答についての河川管理者からの補足説明ということでございますので、河川管理者の方からご説明をお願いいたします。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 井上）

河川調査官の井上でございます。それでは、本日、質問への回答について補足説明をさせていただきたいと思っております。座って失礼いたします。

まず、今までいろいろご質問いただいて、きょうもご指摘ございましたように、依然としてまだ未回答の部分もございます。それから、これまで回答させていただいた中にも回答が不十分なものもございます。

今回、非常に分厚い質問・回答集、審議資料2-1ということで庶務の方にご用意させていただきました。この中で庶務、私の方でも結構なんですけれども、この質問・回答集、もう質問が1,200になってきたということで、この1枚目をめくっていただきますと、この受付番号・通し番号対応表というものがございます。この受付番号というのが、1ページ目というか裏表紙のところでございますが、これが当初、皆様方から順次、8月、9月からいただいた順番に並んでいるものでございまして、今1,197まできているということでございます。それから、通し番号というものが、これは庶務の方で整理していただいたのですが、整備計画の原案の各項目ごとに整理をしていただいている番号でございます。ですから、1ページ目を見ていただきますと、通し番号は1、2、3と、こういう順番に並んでおりまして、計画策定に当たっての基本的な考え方というものが整理されて順次並んでおります。ですから、受付番号は、これはこの形で見ますと順不同になっているわけでございます。

それで、きょうこの委員会の中で私の方から補足説明をさせていただきます際の資料についております質問番号というのは、これは受付番号の件でございます。まだちょっと整理の段階で、受付番号と質問番号というものが整理の過程でできておりませんでしたので、若干わかりにくい面がまだ残っておりますけれども、質問番号は受付番号ということでございます。本日、ここの会場にお集まりの方々に私の方から説明するときの番号に言及する場合は、委員の方々もできましたらこの通し番号、こちらの方で言うていただきましたら、これはページをめくっていただいたら、何百何十何番というところを開けるとぱっと皆様の方もそこにたどり着くということでありまして、これまでよりも審議は効率的になるということでございますので、この質問・回答集につきましてはそういう扱いとさせていただきたいと思っております。

それで、私の方からきょう補足説明させていただきます、まず資料は審議資料の2-3を見ていただきたいと思います。「整備段階と水位の変化について」というものでございます。これから始めさせていただきたいと思います。

ここにございますのは、質問番号132から1047、ここににつきましてこれまで質問、それから再質問というような形でいただいているところでございます。で、ここにまとめました資料、テーマとしては整備段階と水位の変化と書いておりますが、内容はこれまで私ども河川管理者の方からご説明いたしました中で、計画規模以下の洪水に関して上下流バランスをどうように確保しているのかということでございます。

今回の原案につきましては、私ども、この計画規模以下の洪水に関する上下流バランスということを提示させていただいたわけでございます。これでこの今回の整備内容をチェックするというものが、具体的にこの水位の変化の中でどういうふうにお示しするのかを示したものです。

まず、この1ページ目の上のところに1、2、3と書いております。もう一度おさらいになりますけれども、私どもの考え方を申し上げます。現況におきましては、淀川の中上流の整備水準が低いために、大きな洪水が流れてきたとしてもそれは下流まで達しません。結果として下流では計画規模以下の洪水に対して安全となっているということが確認しております。また将来、これは河川整備基本方針に位置づけられた施設が完成すれば、当然、上中下流すべてにおいて計画規模以下の洪水に対しては安全となるということを目指しているところでございます。現況においても安全でございますし、将来においても安全とするということを目指しておりますので、その途中の段階におきまして計画規模以下の洪水に対しましては安全を維持するという考え方、これを上下流バランスの確保ということでお示したところでございます。

これを具体的に、水位の変化でお示したいと思っております。1ページ目の下のところでございますけれども、この整備段階ということで幾つかの段階がございます。私どもが原案の中に示しましたメニューのうち、河道改修のメニューが幾つかあります。これを1つにまとめさせていただいております。現状、それから河道改修後、さらにそれにつけ加えて天ヶ瀬の再開発、大戸川ダム、大戸川ダムと川上ダムにつきましては並行して別々にも整理しております。それからそれがつけ加わったものというような形で整備段階を提示させていただいております。

ここで水位の変化としてお示しておりますが、これは9月19日のときにお示した内容と呼応させるためにこのように用意させていただいたところでございますが、実際の整備はこの順番でやりますと、河道改修が先行することで下流の方に流量増の負担が参ります。私どもといたしましては、整備の順序といたしましては、河道改修に先行して上流からの流量を低減させるダムというも

のを先行させて整備する、そのような形でありますので、実際の整備段階の順序とは違っている点にご留意いただきたいと存じます。

すべての資料をご説明する時間もございますので、簡単に申し上げますが、めくっていただきまして2ページ、3ページのところでございます。2ページの上のところでございますが、これは現況におけます淀川の本川、下流部のところの縦断図をあらわしたものでございます。左側が河口、右側がちょうど35km、三川合流部のところでございます。この下流部のところについて縦断図を明記しております。実線で書いてあります線が、これが計画高水位というところで、通常の流れの作用についてここまで安全を確保するという示している河川管理上のラインでございます。上の方にぎざぎざとございますのが、これは現況の堤防高でございます。左右と、左岸と右岸で若干差がございますが、応じて河口側から上流側にはこの高さが確保されているというところでございます。

その計画高水位のラインの下に2つ、複雑なペケと三角でつながっているラインがございます。これが、ある降雨が降ったときの計算された水位、それを縦断図で眺めたものでございます。これはある瞬間の水位の断面を示したのではなくて、それぞれの各地点におきまして最高の水位に達した点を結んだ線でございます。ですから、ある雨が流れたときに、このライン以上には各地点において上がっていないということを確認するものの線でございます。

検討ケースといたしましては、5313とこう省略しておりまして非常に申しわけございません。これは1953年ということで、昭和28年の台風13号、今回私どもの方で戦後最大の洪水をもたらした台風でございますけれども、その1.0倍、つまりそのままの実績の雨が今降った場合にどのようなものになるかというものでございます。この凡例はこの三角の方でございますので、戦後最大洪水が流れたときには計画高水位よりは下の方を流れているというところでございます。

もう1つのライン、ペケのラインでございますが、722と書いてあります。これは昭和47年の台風20号でございます。ちょっと記号上びったり対応しておりませんので、誤解を与えかねなくて非常に申しわけございません。昭和47年の台風20号型、これが計画規模で考えた場合、そのときに降った雨を引き伸ばし、その降雨パターンに合わせて計画降雨量まで相当するまで引き伸ばした場合の、雨が降ったときの水位でございます。現時点におきましては、この計画規模の洪水が流れたときにおきましても、現況の川の器の中ではこの計画高水以下で流れているというのを示したところでございます。

それが、その下の2ページの下になりますと、河道改修後、これは中上流部の改修を進めるとどのようになるのかということでございます。こうなりますと、何点かにおきましてこの計画高水位

を超えることとなります。そういう事態になりますと、この破堤の危険性があるということをござ
いまして、私どもとしては、この破堤を想定しなければならないというふうに考えているところで
ございまして、そのような事態に至るということをございます。

以下、一連のダムの整備を進めていきますと、天ヶ瀬ダムの再開発におきましては、この本川下
流部に対しましては放流能力が増大することもありまして、河道改修後よりも2次調節をしない場
合におきましては水位の上昇に結びつきます。

その下の3ページの下におきましては、大戸川ダムと天ヶ瀬ダムの再開発、この場合は、この宇
治川上流域によりまして一帯的に洪水調節容量を確保して2次調節をするという下流向けの対応が
とれるわけをございまして、この結果、水位を低下させることができます。ただ、これだけでも十
分ではございません。

めくっていただきまして、4ページの上のところをございます。これは川上ダムだけが単独で天
ヶ瀬ダムとともに実施したわけをございますが、この場合でもやはりこの計画高水位を下回るとい
う条件になっておりません。

最後に、この4ページの下のところをございますが、この天ヶ瀬ダムの再開発と大戸川ダムで洪
水調節容量を確保して2次調節をし、淀川本川下流部の水位を低下させる、また木津川上流部にお
きます川上ダム、これを整備することによってこの本川の流量の低減を図るということをもちまし
て、河道改修の流量増を相殺することができて、計画高水以下の水位で洪水を流すことができると
いうことをございます。これは9月19日のときにおきましては、私ども流量ということでござ
させていただきましたが、ここでは水位という形でお示しさせていただいたところをございます。

5ページからは、今度は宇治川をございます。宇治川のこの左側の方は、この三川合流部のと
ころからさらに上流に向かって53kmの地点まで、この中に記述しているところをございます。資料の
図の見方といたしましては同じをございます。同じように、現況河道から河道改修後、それぞれの
ダムの整備の順位が記述しているところをございます。この状況におきましては、全体として水位
が、6、7ページを見ていただいたらわかりますように、この計画高水の中でおさまっているとい
うところをございます。

8ページをごらんいただけますでしょうか。木津川、これは今度は木津川筋をございます。木津
川におきましては同じような形で整理をしております、一番左側のところが0km地点になってお
りますが、これが三川合流部のところをございまして、それから向かって上流37kmのところまで、
この水位縦断形を整備させていただいているところをございます。

この木津川、中流部に当たるわけをございますけれども、ここにおきましては、この降雨の形

は1028というような形で考えております。ここは先ほどは722ということですが、この1028は昭和36年の台風20号ですね、台風20号の降雨でございますけれども、そのときに一番最も高い水位をもたらすということでございます。木津川上流におきましては、この計画規模の洪水が流れたとしても、計画高水位を超えてしまうような状況になるということが現況でございます。その後、河道改修、天ヶ瀬ダム、大戸川ダム、直接の木津川筋ではございませんけれども、三川合流部のところの水位を下げることによって、若干全体的に水位を下げる効果もございます。

めくっていただきまして10ページのところで、これは川上ダムの効果でございますけれども、川上ダムの整備の関係で、かなり水位としては低下させることができるようになりますが、引き続きまだ計画高水位をつくる状況になっているということを示したわけでございます。ただ、この一連の整備によりまして、現況のときに比べましてかなり水位を下げるということで、安全な方向に取り組んでいるというところでございます。

11ページから、今度は桂川の方でございます。11ページの上の図が現況の河道でございます、今これは0km地点、三川合流部から嵐山までの区間を示したものでございます。このちょうど3km地点から10km地点ぐらいまでの間、これは戦後最大洪水の昭和28年台風13号型の降雨が降った場合の水位、それから昭和47年台風20号のときもそうですが、非常に高い水位を呈しているわけでございます。戦後最大洪水でも、堤防の天端近くまで水位がやってくる状態でございます、私どもが安全を守りたいと考えております計画高水位をはるかに超えている状況でございます。今回も、平成16年の台風23号のときにも、この計画高水位を超えるという事態がこの地点で起こっているわけございまして、ここの大下津地区の改修を早期に進めるということが重要であるわけでございます。

その下の図が河道改修の状況でございます、河道改修を実施することによって、戦後最大洪水につきましては、ここにお示ししておりますように、計画高水以下でおさめることができるということでお示しさせていただいているところでございます。何とか実績洪水であります戦後最大洪水が再来した場合におきまして、この当該地点におきましての戦後最大、安全は確保したいということが今回原案に盛り込ませていただいております整備内容でございます。

以下、12ページ、13ページ、桂川の上流域におきますここに示したダムの整備はございませんが、先ほど申しましたように、三川合流部のところでの水位、その条件が若干変わることによって変化は見られますが、ほぼこの時点におきまして、戦後最大洪水につきましては計画高水以下で流下させることができるということを確認しているところでございます。

14ページから15ページは、この中で幾つかの代表的な地点におきます横断図を示したものでござ

います。先ほどは縦断図でございますけれども、今度は横断図でお示しをさせていただいたところでございます。14ページ、15ページは現況の河道、それから16、17は河道改修を進めたところということで、整備の段階に応じたその水位の変化というものを横断方向で見ることができるよう整理をさせていただいたものでございます。

審議資料2-3につきましては以上でございます。

引き続きまして、審議資料2-4に移りたいと思います。審議資料2-4、これは質問番号、受付番号の255から1161、これもこれまでにいただいているものに関連しての回答の一部でございます。これまで水位縦断形をお示ししていただきたいという質問もありました。まだ十分ではございませんけれども、この中で現時点でお示しできるものをお示しさせていただきたいというふうに存じます。

めくっていただきまして、1ページの上のところでございます。ここでお示しいたします計算結果は、超過洪水が発生したとき、これはここでの超過洪水の定義は、計画規模を上回る超過洪水ということでお示しをさせていただいております。10月6日の委員会におきまして、ここでお示ししております同様な超過洪水のパターンを規模を設定しております。ここでは戦後最大洪水をもたらしました昭和28年台風13号の降雨パターン、これを仮に検討の対象といたしまして、1.18倍、これは200分の1に相当します計画規模の降雨でございます。それを倍率を上げて、1.26倍、1.5倍、2倍、2.5倍、この場合のケースをお示ししております。この2.5倍というのは10月6日のときの資料には掲載しておりませんで、今回、新たに計算したものでございます。いずれにしろ、2倍、2.5倍になりますと非常に発生頻度が小さくなるという状況ではございますけれども、計算として実施したものでございます。

前回にもお示しさせていただきました部分で、この中上流、以下、水位縦断図をお示ししておりますが、中上流、下流の破堤条件といたしまして、計画高水位に達したならば破堤をするという条件のもとでこの計算を行い、被害額を計算したものをこの表にまとめたものでございます。上下2段に数字がなっておりますが、それは現況と整備後でございます。それから、斜めのラインの左上のところの中上流での被害額、右下が下流の被害額でございます。

これをまず見ていただきますと、各計画規模1.18倍から1.50倍までにおきましては、中上流におきましては被害が出ておりますが、下流部におきましては被害が出ていない状況でございます。2.0倍に至りましては、現況におきましては中上流部で被害が出ておりますが、下流で被害が出ていない状況ですが、整備をすることによって下流の方にも被害が生じていることを示しております。2.5倍におきましては、現況、整備後もともに被害が出ている状況でございます。

これは何を示しているのかというところでございますけれども、まずこの斜めのラインの左上と右下を見ていただきますと、その関係を見ますと、超過洪水に関しても下流は中上流部に比べて相対的に安全になっているということが見てとれるのではないかとございます。相当程度のこの超過洪水が大きくなった場合におきましては、ここにお示したように、必ず下流においても被害が発生することになりますけれども、先ほど申しましたように、そのときにおきましては発生頻度は極めて小さいという状況でございます。いつか、どれほど大きくなって下流で被害が発生しないということはありませんけれども、そのときの発生頻度は、ここにお示ししておりますように3万7,000分の1、61万分の1、これがどれくらいのその精度を持っているかということにつきましては若干の範囲がございますけれども、このような状況におきまして初めて被害が生じるようなことになるということをお示したところでございます。

また、現況と整備後を見ていただきますと、中上流部の数字の変化を見ていただきたいんですが、中上流部の上流へ行きましてダムが整備される、中流域へ行きまして河道改修が進みますので、流下能力が向上するとともに上流からの流量低減がなされる、その効果が出まして、破堤をして被害が出ているわけでございますが、そのときの被害額につきましては現況より整備後の方が少なくなっているということをお示ししていることとなります。

そういうことがこの中でありますが、特に今申しました、上流部の洪水調節施設がどのぐらいきいているのかということでございますが、下の表のところ、今事業中で取り組んでおります大戸川ダム、川上ダムがどれくらい働くことになるのかということをご示しております。

それぞれのダムは、例えば大戸川ダムにおきましては昭和57年の台風10号、川上ダムにつきましては昭和47年の台風20号という降雨パターンのときに、その計画規模の降雨が降ったときに洪水調節容量を使い切るということとなりますので、その他の降雨パターンの中には余力を残す場合がございます。そういうときにはその、例えば昭和28年の台風13号が計画規模であっても、それ以上の大きな規模が来たときにもダムとしては容量を余しているところでございまして、超過洪水、このパターンにおきましての超過洪水につきましては、さらに貯水位をため込むことができるわけでございます。その結果として、上にございますような被害額の軽減ということも可能になるわけでございまして、そのときの洪水調節が容量を全体に対しましてどの程度使い切っているのかをパーセントであらわしているわけでございます。

2倍を超えますと、大戸川ダム、川上ダムにつきましては、この昭和28年台風13号型の場合のときには100%使い切るということになっているわけでございますが、上流のダムというものは一定レベルまでの超過洪水に対して被害を軽減させる効果があるということでございます。

この表と、この下段の表とを合わせまして、私どもとしてここで確認をさせていただきたいことは、上流の洪水調節による流量低減によって、また上下流バランスを確保することが可能になりますので、こういった条件で中上流の改修を実施していきたいということでございます。

以下、この状況のときの1.5倍、2倍、2.5倍になったときの超過洪水の水位の状況をお示しているのが2ページ以降でございます。このときの、まず2ページ、3ページでございます。これはここにお示しているのは、現況河道が本川、支川のところでお示しているところでございます。

まず、先ほど同じように堤防高と計画高水位があるわけでございますが、左上の2ページの淀川本川のところを見ていただきますと、一番下のラインが1.5倍の倍率のときの水位の縦断でございます。これは計画規模の1.5倍ということで、計画規模よりも大きいわけでございますけれども、このときにつきましては中上流でその氾濫を起こしておりますので、下流の方につきましては被害を起こしていない、計画高水位を超えてないということで、1ページの方でお示した内容のとおりでございます。2.0倍のときにおきましても同様なことがございまして、先ほどお示しておりますように、下流におきましては計画高水位を超えないという状況になっているわけです。このときは上流の方で破堤をしているという条件のもとで、この水位縦断を見ていただきたいと思います。ただし、2.5倍におきましては、このときの状況を確認いたしますと、この資料の少し飛びまして一番最後のページ、10ページのときの状況でございます。

ここで氾濫している状況もあわせてお示しておりますが、この巨椋池だけでなく、三川合流部の上流域につきましては、浸水深が5 m以上の、もう非常に大きな湛水域が形成されたような状況、深い湛水域が形成されている状況になります。2.5倍というとても大きな降雨を想定しておりますので、このような状況になりまして、山崎の地点におきましてはさながら狭窄部という状況を示すことで、そこでもう湛水深がいっぱいいっぱいの状況になっております。そういうような状況の中で下流の方に流れ込みますので、2.50倍におきましては非常に下流の方につきましても水位が上昇するという傾向がこの中で読み取れるわけでございます。

これは2倍と2.5倍で余りにも開きがあるではないかということがございますが、私どもの計算結果から今現時点でわかることは、2倍の時点でございますと、中上流部の桂川、宇治川、それから木津川につきましても、ある程度河道の中で洪水を流し切ることができるわけでございますけれども、それが湛水がたまった後、時間がおくれて非常にたまったものがおくれてくるということで、2.5倍の方がこのような高い水位になるというところでございます。

以下、2ページの下のところにつきましては、宇治川の水位の縦断、それから3ページにおきましては木津川と桂川の水位の縦断図を示しているところでございます。このときは実際の、先ほど

1 ページでお示ししました被害額の結果につきましては、計画高水位になると破堤をするという条件でございますが、ここでお示ししている2 ページ、3 ページの図は、仮にハイウオーター、計画高水位では何とか堤防が持ちこたえて、堤防が満杯になったとしてもまだ堤防が持ちこたえているということを想定したときのこの水位でございます。ですから、堤防高を超えたところに水位が記されている部分もございます。2 ページの例えば宇治川の部分ですとそういうようなところもございますが、こういうところは堤防の高さを超えて越流しながら、河道の中を水が流れているということを示しているものでございます。

木津川の上流域のところにおきましては、水位が非常に高い状況でございますが、これは3 ページの上の図でございます。これはちょうど山と山に挟まれた区間でございまして、川だけでなく、その山と山に挟まれたところを流れているということで、このような高い水位で流れ込んでくるというところがございます。26、27km地点におきまして、ちょうど加茂地点というところで、山に挟まれたところから少し開かれた地域に来たところでその現象は変わります、堤防区間になりますので、このような形となっているところでございます。

それから、めくっていただきまして4 ページ、5 ページでございますけれども、これは整備を進めた場合でございます。整備を進めた場合にどのようになっているのかということでございます。4 ページの上の図でございますけれども、先ほどに比べまして、2 倍になりますと今度は下流の方で計画高水位を超えることとなります。また2.5倍になりますと、計画高水位は超えておりますが、先ほど2 ページの図に比べましたら水位が下がっている状況でございます。これも若干、疑問に思われる方もございますが、桂川のところにおきまして河道の整備を進めるという条件でこの整備を進めておりますので、初期の洪水につきましては、この桂川の流下能力が上昇した分、早期に下流の方に洪水が流れると。その結果、湛水の影響も若干緩和されるということでございます、このような水位縦断図となっているところでございます。

6 ページ、7 ページにつきましては、今、水位縦断図で示したものの各代表的な断面におきます横断図、その水位をお示したところでございます。

これが審議資料の2 の説明でございます。

それからあわせて、幾つかこれまでのご質問の中で回答していない部分で若干補足説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

今度は、審議資料の2-1 をごらんいただきたいと存じます。審議資料2-1 の61 ページ、通し番号で444番でございます。宮本委員長の方からいただきましたご質問で、今回、我々が計画規模の洪水を設定したときの、そのもともとどのような洪水を選んだのかということにつきまして、

732のときにつきましては流量及び雨量の上位5位を対象にしているということをご説明したところでございます。これにつきまして、なぜ5位なのか、3位ではだめなのか、10位ではだめなのかという理由を説明してくださいということでございます。本来ここに記述してお返しすべきところでございます。今現時点で記述できていないので、近々ここをきちっと埋めてご回答させていただきますが、ここにつきましては今66回委員会でお示するという予定なので、口頭での説明でお許しいただきたいと思っております。

簡単に申しますと、この対象洪水を選ぶときの考え方でございますが、対象洪水の選定に当たりますには総降雨量の大きい洪水、それから上位の洪水を幾つかとるというものが一般的でございます。淀川におきましては非常に流域面積が広い、またそれが東西南北に大きく広がっているということ、それから三川が合流してくるということの極めて特徴的な地形があるわけでございますが、枚方地点で計画をとるときには、仮に雨量、流量の上位から多くの洪水を選定すれば、確かにカバーできる洪水のパターンをふやすことができますけれども、この降雨の降り方、降雨分布と申しませんが、それが地域的に偏った洪水、あるいは時間的にも偏った洪水ということを含むことにもなります。

一方で、雨量、流量の上位から選定の数を少なくすると、先ほど申しました地域的、時間的に偏った降雨を除外できる一方で、淀川の流域での甚大な被害をもたらした洪水のパターンということを除外することになりかねません。

ここでご質問にございました、10位で選んだらどうなるのかということでございますが、仮に雨量、流量の上位10洪水を選定するといたしましたら、昭和36年の6月洪水、これは宇治流域に集中して降った豪雨でございます。一方で、木津川、桂川においてはほとんど雨量が降っておりません。これを対象洪水として選ぶとなりますと、計画雨量に相当するまでこのパターンを考えたときに、非常に、枚方上流域全体から見た場合に宇治川流域だけに極めて大きな降雨を降らせるという計画洪水を想定しなければなりません。そういうことが生じてしまうということが1点でございます。

また仮に、雨量、流量の上位・・・。

○宮本委員長

ちょっとすいません。その質問はね、私がした質問であって、恐らくきょうの委員の方も、あるいは会場の皆さんも、何のどういう質問なのかわからないと思うんですよ。だから、私だけに答えてもらうのなら文書で答えてもらった方がいいですから、そうしてください。そうでないと、この説明を聞いててもね。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 井上）

わかりました。

○宮本委員長

何のことやわからんと。何が5位なのか10位なのかとわからない話だと思うんです。その辺、だから文書でちゃんと答えてくれたらいいですよ。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 井上）

わかりました。きょうの委員会に間に合わなくて申しわけございませんでしたが、早急に。

○宮本委員長

いや、そんなのほかにもありますから、別にこれだけにこだわらなくていいんですから。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 井上）

はい、かしこまりました。

以下、今回お示ししますとさせていただきます、ご説明できてないところがございますので、それにつきましては追って文書で早急に庶務の方に提出させていただきたいと思います。

それでは、すいません、時間が長くなりましたが、補足説明とさせていただきます。

○宮本委員長

はい、ありがとうございます。

それでは、大分疲れてきましたので、ここで休憩をとりたいと思います。庶務、お願いします。

○庶務（日本能率協会総研 近藤）

それでは、45分に再開したいと思います。よろしくお願いいたします。

[午後 6時28分 休憩]

[午後 6時45分 再開]

○庶務（日本能率協会総研 近藤）

では、会議を再開いたします。委員長、よろしくお願いいたします。

○宮本委員長

それでは、会議を再開したいと思います。

ただいまの河川管理者の2つの資料に基づく説明について、これもちょっとどういうふうな趣旨での説明かというところがなかったものだから、なかなかわかりにくかったかと思いますが、どなたからでも結構ですので先ほどの資料2-3と2-4について、何か特に聞いておきたいということがありましたら、ご質問をお願いいたします。

はい、どうぞ中村委員。

○中村委員

中村です。いろいろ詳しく検討をしていただいて、上下流のバランスをしていく上でこういったダムを含めた施設環境の整備が非常に重要であると。さまざまな計画規模を検討したということで、それ以上のことはなかなか詳しくはわかりにくいのですが、今回の委員会は新しい河川法ができて大きくは2つ、環境を治水・利水とあわせて整備の目的にしていくということと、住民が意思決定に大きくかかわっていくということは非常に重要であると。そういう中で、この上下流の治水におけるバランスという考え方が新たに出てきたということなのか、新河川法があってもなくてもこういう考え方が重要だという話なのかがよくわからなかったのですが、それはどうなのでしょう。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 井上）

井上です。ここでお示した治水の面での上下流バランスというのは、これは河川法が改正されたということにかかわらず、もともと治水対策といたしまして考えていることです。

この基準というもので、ある程度、例えば淀川が今現況において計画規模の範囲の中では安全であるというのは淀川の特徴的な状況ではあるのですけれども、上流の方の改修を進めれば下流に流量増をもたらすと。その影響がないように、下流をできるだけいじめないようにちゃんと下流の方の対策をしておくということで、常に上流と下流というのは治水上も利害の関係があって、その部分についてはバランスをとっていくというのは我々の対策の中でも基本的なものでございます。ですから、このことについては今回こういうふうな形で数字であるとか、そういうことをお示しておりますけれども、細かい点を見ると、1カ所をやってどうなっているのかというのがすべての地点ではないにしても、こういう考え方のもとで整備のメニューを考えているということには変わりございません。

○中村委員

ということだと、よくわからない点は次のことなんですけれども、平成15年12月にこの委員会が提言を出して、そこでは新河川法のもとでは、これからは「超過洪水・自然環境を考慮した治水」及び「地域特性に応じた治水安全度の確保」に理念を転換すべきでありという部分があるんですが、その部分との関係はどうなるのでしょうか。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 井上）

井上です。今のご質問は、治水と環境というようなものについてのバランスをどう考えるのかというふうに考えたらよろしいのでしょうか。

○中村委員

いえいえ、提言の治水・防災についてですよ。「超過洪水・自然環境を考慮した治水」それから

「地域特性に応じた治水安全度の確保」ということが非常に重要で、そういう方向に理念の転換が必要であるということを行ったわけですね。それで、河川管理者の方が治水に対して取り組んでこられるというふうに理解していたんですが、その話と上下流のバランスという話とは、どういう接点になっているんですか。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 井上）

これまで原案の中でご説明をして、委員会の中でもご説明をしていただきましたが、十分に原案の中で書き切れてなかった部分を説明させていただいた部分、それをもう一度申し上げます。1つは、我々も降雨はいかなる規模についても、つまり戦後最大とか計画規模ということに限らず、施設能力を上回るような超過洪水についても対策を考えているということで、超過洪水については、そのときは全く何も考えないということではございません。ただ、計画規模の中につきましては、その中で浸水頻度を軽減して、できるだけ洪水を安全に流そうというようなことも取り組んでいくという大きな考え方の中の一つの進め方として考えているというわけでございます。

例えば、現状の施設の能力を上回りますと、実際氾濫を起こしてしまうということはあるので、そのための対策として高規格堤防であるとか、あるいは水防災事業とか、そういう事業メニューを河川管理室に用意しておりますので、これが具体的にどこまでやるのかということ、それはございますけれども、そういうようなこと。それから、河川管理者としては情報とか持っておりますので、住民の方々が的確に逃げて避難していただく、その判断に資するための情報提供をする、いろんなソフトの面の対策も含めて被害を軽減するということを考えております。

ここで上下流バランスというものをどこに適用しているのかということでございますけれども、これは先ほど申しました計画規模の洪水というか、対象としている洪水を河道の中で安全に流す、これは被害を出さずに洪水を流すというところは大きな治水防災の中のメニューの1つの部分として、そこについてもうきちっとやっていくことが必要であろうと。特に、この戦後最大洪水と言っているものは、確かに超過洪水に比べたら流量の規模は小さいわけでございますけれども、それでも発生頻度というのは高いと、頻繁に被害が起こる可能性があるものについては、その被害の軽減を図るということも非常に大きなものであると考えておりますので、そこについて対策を進めた場合、ただ、そういう整備を進めて被害が少なくなったとしても、今度それよりもより大きな洪水としての計画規模、あるいはそれを上回る超過洪水が来たらどうなるのかというようなことで、ここで検証しているわけです。

もう一度申しますと、河道の中で洪水を安全に流すということについては、戦後最大まではこの整備計画期間中に実施したいとなると、河道の掘削であるとかいうことをするわけですが、

それが今度それよりも上回るような雨が合った場合、非常に大きな雨になった場合に、かえってその整備が悪いことをしていないのか、かえって下流に負担をかけるようなことになっていないのかということをチェックするために、この上下流バランスという考え方をとって検証をしているというものでございます。

○宮本委員長

もういいですか。この議論はずっと今まで何回もやったんですね。結局、何となくわけのわからんような感じになっているんですね。だから、これはやっぱり次回以降の大戸とか川上のテーマに絞った中のベースになる議論なので、そこでやった方がより具体的なイメージになるのかなという気が私はします。

どうぞ。

○中村委員

そこでやっていただくことで構わないのですが、今のご説明でよくわからなかったのは、「超過洪水・自然環境を考慮した治水」ということで提言がなされているんですね。今までのご説明には「自然環境を考慮した」という部分がバランスというところでどこに入っているのかというのがよくわからなかったわけですね。それはぜひ個別のところでお示しいただきたいと。

○宮本委員長

それでは、それだけちょっと答えてください。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 井上）

井上です。申しわけございません。今の提言のところでの、いただいた提言のことを我々としてどう受けとめて、この中に取り組んでいるかということですが、ちょっと今そこが、具体的にどこで我々としてその事態を考慮しているかという形で、今ここで整理をしておりませんので。いろいろ環境面で配慮していることは、別に超過洪水だけではなくいろんな面でも、治水の面でも事業を実施する際等においても検討しているわけですので、ちょっと今の先生のご質問につきまして、もう一度よく私どもで整理してご回答をしたいというふうに考えております。

○宮本委員長

水山委員。

○水山委員

水山です。私の理解は、環境の話は150年か何かの、149年分か145年分か知らないけど、それから超過洪水は150年もさらに超えての話なんですから、今の上下流バランスはあくまでも洪水の話で議論しているの、そのときに自然環境の上下流バランスという話はないんだと思いますけど。

○宮本委員長

そういう意味じゃないですよ。

○中村委員

ちょっと違う、そういう意味じゃないです。先ほど新河川法があってもなくても、こういう考え方が成立するんだとおっしゃいましたね。ただ、新河川法というのは、1つは環境が目的の1つに入りましたという重要なことですから、新たな考え方を入れるときに、その新しく目的になった環境の分というのはどう考えるんですかということですよ。

いろんな施設をつくっていけば、下流の洪水リスクというのは低くなる、これは当然のことですよ。大きくつくれば大きくつくるほどリスクは低くなると。だけど、当然トレードオフとして、それで100年に一度とか、200年、300年、500年に一度の渇水のために毎日起こっている環境への負荷の問題をどう考えるかというバランスで新しい河川法のもとでの整備計画というのがなされるのだらうと思うのですけれども、その話がどこにあるんですかという意味なんですが。

○河川管理者 (近畿地方整備局 河川部長 谷本)

きちんと整理をしてご説明をした方がいいと思うんですけど、全く自然環境を考えてないわけではないということで幾つか申し上げますと、例えば淀川の計画として将来的には1万2,000m³/sという流量までを考えているのですが、これは城北のワンドだとかの保全を考えたときに、要は淀川をもっともっと大きなたくさん流れる川にできれば、それは上にダムをつくらなくても安全に流せるわけですけど、そういったことはやっぱり淀川の自然環境を残す中で最低限やってはいけないところがあって、これ以上大きな河道はつukれないというようなことを考えていたりとか。

あるいは猪名川で言うと、これから河床掘削をやっていくわけですけど、断面は計画として1つつくっていますけれども、いきなり掘るのではなくて河川の生態系などを見ながら計画を工夫して順番に掘っていくだとかのやり方の部分だとか、いろいろなところに織り込んではいらなそうです。ただ、きちっと理念として洪水と自然環境のことをセットにしてこういうふうに行っていますというふうに我々の中の整理がいま一つうまくできていませんでしたので、それは少し整理をしてお答えをさせていただきたいと思います。

○宮本委員長

とりあえずいいですか、とりあえずという話ではないけれども。

○中村委員

1つだけ。

○宮本委員長

要するにおっしゃりたいのは、今回の原案の中で環境ということが当然配慮というか、河川整備の目的に入っているのだから、そのことを踏まえて一体治水のやり方をどういうふうに従来と変えているのかということですよ。

○中村委員

はい、そういうことです。先ほどの説明ですと、倍率をずっと上げていくわけですよ。当然倍率が上がっていくと、それだけ大きな環境への負荷が出てくるということになりますよね。大きなダムをつくったり、大きな河川改修をしたりということが当然出てきますからね、そうですね。そうすると、何か話を聞いていると一方的にそういうことを計算していましたという話を伺って、それに関してはそういうことだろうということでもあるし、バランスということも大事だろうということはあるのだけれども、では環境の部分はどういうふうに考えておられるのか。この文面には出てこないし、治水の計算の結果には出てこないけれども、当然こういうことがあるからこういうふうに、ここまでの規模にしないといけないと思っていますとか、そういう話があればわかりやすかったということです。

○宮本委員長

何か関連ですか、水野さん。

○水野委員

さっきの話では、具体的には例えば亀岡のあたり、桂川に非常にかかわるところですけども、氾濫原にしてアユモドキを保全するという、その保全地域に氾濫原として土地利用活動をしてほしいと国交省さんが強く推して、駅周辺活動との整合性をとってもらえれば、その上下バランスの中の、上のダムがわりに氾濫原を使うという対策のメソッドにもなり得る。これはエコロジカルサービスという名前ではいろいろ調べている方法ではあるので、国際的にはあったりするので、そういった発想も。例えば上流部だと、何も施設をつくることだけが治水の技術ではないというのは、もちろん皆さん御存じだと思いますので。氾濫原にすることは洪水という名前ではありますけれども、私は魚なんで魚からすると、とてもいい場所にもなり得るので、むしろそっち側を推してもらって、ここはあふれてしまうけれども生態系のサービスは非常によくなる、生物多様性を保全できるんだよということも言ってもらえたり、そのプラスマイナスを言ってもらえたりしたらありがたいなというところなんです。

○宮本委員長

わかりました。この議論は単純に河川管理者に質問をする議論ではないと思いますので、これは

委員会として次回以降の大きなテーマの一つとして議論をした上で、その上で河川管理者にまたお答え願うということにさせていただきたいと思います。

次回からやり方を変えるということなので、きょうの説明に対するやりとりを余りやるのもあれかと思うので、非常に客観的な話として例えばこういうことだけはきょう聞いておきたいということがありましたら。

どうぞ。

○河田委員

話を蒸し返すかもわかりませんが、防災ということを考えてときに、流域に降った雨を川だけ、あるいは川の附帯施設だけでコントロールするというのは不可能だというのは、これは超過洪水で出てきていますよね。きょうの説明は、要するに上下流バランスを考えながら河道整備をやっていると、下流側でもその恩恵は出てくるということが数字で出てきたわけですよね。

そうすると、例えばここに数字で19兆円とかいう数字が出ているじゃないですか。これをどうするかというのは、要するに直接的には河川整備計画の原案の中でとやかく言える問題ではないんだけれども、例えば非常に低地に住んでいる人たちは床下浸水ぐらい我慢してくれよと、こういう提案も僕は必要だと思うんですよ。つまり、市街地に一滴も氾濫水を出したら困るんじゃないかと、そういう意味での流域の市町村とか知事を交えた防災のあり方というか、そういうものがベースになると、被害がひとり歩きするじゃないですか。

だから、被害を少なくするには治水施設だけでできる話ではないので、その議論をここでできるかどうかです。議論ができないのであれば、どこかにそれを盛り込んでおかないと、何でもかんでも河川で持てというのは無理な話でね。今さっき亀岡の話が出ましたけれども、例えば亀岡が水に浸からなくなったら、当然あそこは京都に近いからどんどんまた開発が進むのは目に見えているわけですね。そういうことまで踏み込んで議論の結果を載せられるのか、その辺をやっぱりちょっと僕は初めに知っておきたいと思いますが。

○宮本委員長

ただ、私は、議論はそういうことも全部含めて、ここからここまでが守備範囲ではなしにやった上で、その中で河川管理者ができることを整備計画に載せる。そして、例えば自治体なりあるいは住民の人に協力を求めることは、逆に言えば提言というか、こういうことをぜひやってほしいんだというのは、別に私は呼びかけることは当然河川管理者だったらできるわけですので、そういう整理に私はなるのではないかなとは思いますが、ただ少なくとも、こっちはもう自治体の話なんで河川管理者は一切できませんから川の中だけで勝負しますと、これは、私はないというふうには

思いますけれども。それはまた、まさにこの委員会の中で議論していけばいいと思います。

私は非常に細かなことで1点だけ聞きたいんですけど、この資料2-3の4ページの「(河道改修+天ヶ瀬ダム再開発+川上ダム後)」というのがありますよね。この計画規模の洪水のときに9kmとか14kmで水位がハイウォーターを超えているわけですね。これは、それぞれの地点で何センチ超えているんですか、それだけ教えてください。

今、非常に大きな話をしている中でこんな細かいことを聞いて申しわけないんだけど、9kmから10kmの間と13kmから17kmぐらいで、この川上ダム後でハイウォーターを超えているわけですね。これが超えているから、次に大戸川ダムでハイウォーターに抑えるわけですね。だから、川上ダム後で何センチハイウォーターを超えているんですか。

○河川管理者(近畿地方整備局 河川部 河川調査官 井上)

今の、この4ページの上のところだけでちょっと数字は、整理はしていないんですが、例えば大戸川ダム。

○宮本委員長

違う違う、そうではなしに、4ページの上の722型降雨の1.53倍というのが計画規模で、これでチェックしてハイウォーターを超えるから下げるというわけでしょう。

○河川管理者(近畿地方整備局 河川部 河川調査官 井上)

済みません、今、数字を持ち合わせていないので、申しわけございません。

○宮本委員長

ほんまにないの、これ。こんなものは最も基礎のデータじゃないですか。なおかつ、この質問はもう既に今までに出ているじゃないですか。たしか千代延委員がこの質問を出してますよね。

○千代延委員

枚方地点の。

○宮本委員長

枚方地点というのは淀川下流のことですよ。

○千代延委員

ええ、25cmと言わはったんと違うかな。

○宮本委員長

25cmですか。

○千代延委員

いやいや、 $500\text{m}^3/\text{s}$ 、25と答えをいただいたのと違いますかね。

○宮本委員長

数字を持ってないのだったらあれだけども。ほんまにこんな数字がないの。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 井上）

済みません、今手持ちでこの数字は持ってありません。ハイウォーターを何cm超えているかという事ですよね。

○宮本委員長

うん。それで、多分これから大戸なり川上で議論をするときに、こういうところがまさに大戸なり川上の効果として、一体どういうふうな効果があるんだというのが非常にビジュアルに見えるところなんですよね、感覚的に。ですから、例えば後ろの方の断面図は、枚方の断面図ではまるっきり意味がないわけでしょう。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 井上）

はい。

○宮本委員長

要するにハイウォーターを超えるという一番クリティカルな断面のときに、こうなったらこれだけ上がって、大戸なり川上でこれだけ水位を下げますというのが説明に必要なデータだと私は思うんですけども、こんな後ろについているような枚方の基準点のこんなハイウォーター以下のところの水位がどうなろうと、この情報はほとんど意味がないわけですね。だから、そんなことは当然河川管理者はわかっているわけだから。そんなあんた、それぞれの基準点の断面だけでこんな議論をできないじゃないですか。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 井上）

済みません、すべての数字を控えているわけではないんですが。

○宮本委員長

済みません、ちょっと細かいことを聞きまして申しわけなかったです。それでは、これをも踏まえて次回以降、あつ河地委員、どうぞ。

○河地委員

河地です。私も初歩的なことを2つお尋ねします。

まず、宇治川、木津川ですか、堤防高の線が途中で切れているのは、これはどういうことか、例えば資料の2-3の5ページでもいいですし、これは宇治川ですね。木津川の方も切れていますね、9ページの図とか8ページの図もそうですが。

それと、超過洪水の方の計算で、これは資料の方が変わりますが2-4ですか、堤防高を水位が

超えています、これはあふれておるのでしょうか、これは氾濫した分は戻しておられるかどうか、計算上氾濫戻しをされておるかどうか、その2点です。

○河川管理者 (近畿地方整備局 河川部 河川調査官 井上)

宇治川、木津川において途中でこの堤防高が明記されていないところは、これは山づけというか、堤防を整備しなくても十分洪水を流せる、そういうような地区のところですので、そこについては記載をしていないということでございます。

それから、もう1つのご質問として、この審議資料2-4の例えば2ページの下の宇治川のところの水位が堤防高を超えている、このときにどういようになっているかということですが、ここでは当然堤防を超えて、ただそのときには堤防がまだ十分あると仮定して越流をしております、仮に越流をした中でたまった水位の方が高くなってくると戻することもできる計算の、氾濫戻しも含むような計算になっております。

ただ、一方で、計算でお示ししましたのは、堤防が壊れない条件で越水したような条件です、氾濫戻しも入れております。

○宮本委員長

ほかはよろしいですか。

○河川管理者 (近畿地方整備局 河川部 広域水管理官 中込)

7ページ、堤防は写っていない。資料2-3、整備段階の水位と変化、今ご質問があった7ページの宇治川の堤防のちょうど上流部分ですけども、図の上も下もそうなんですけれども、右端の方ですね。こちらについては、ちょっと何か手違いで写ってないということで、ここは堤防はあります。もう少しちゃんと写るような形でもって。

○河地委員

そしたら木津川はどうなんですか。

○河川管理者 (近畿地方整備局 河川部 広域水管理官 中込)

木津川については山づけになっておりますので。

○河地委員

これは山づけですか、はい。

○河川管理者 (近畿地方整備局 河川部 広域水管理官 中込)

もう一回ちゃんといくと、もう1枚めくっていただきまして8ページのところの距離標でいくと、下に小さく書いてありますけど27km、28km、29km、この辺のところでは堤防が一部切れているところがありますけれども、こういうところは山づきになっています。

○宮本委員長

これは山つきですか、これは加茂のところの無堤部ではないんですか。ここは加茂の無堤部でしょう。

○河川管理者(近畿地方整備局 淀川河川事務所長 吉田)

木津川の26、27は、左岸側は道路がずっと高くで浄水場の上流側。右岸側も道路があつてずっと山です、あそこは。

○宮本委員長

加茂の無堤部ではないんですか。

○河川管理者(近畿地方整備局 淀川河川事務所長 吉田)

そうです、無堤部はもうちょっと上。

○宮本委員長

では、それは何kmなんですか。

○河川管理者(近畿地方整備局 淀川河川事務所長 吉田)

28から9ですね。

○宮本委員長

だから、28から9は無堤部なんやね。

○河川管理者(近畿地方整備局 淀川河川事務所長 吉田)

だから、そういう意味では28から9のところは堤防高が少し入っていますよね、計画高水位よりも下の線が少しだけ。

○宮本委員長

まあ、細かい話なんでいいですけど。

どうぞ。

○川上委員

川上です。ちょうど今、木津川のこと話題になりましたので伺いますけれども、この2-3の8ページの現況河道、それから河道改修後、9ページの天ヶ瀬ダムの再開発後、9ページの下の大戸川ダムの整備後、それから10ページの川上ダムの整備後、これはどのグラフを見てもほとんどグラフはみんな同じグラフなんですよね。ハイウォーターレベルを超えているところも超えてないところもほとんど同じグラフで、これで見ると限り川上ダムの整備というのは木津川の下流にはほとんど関係ないということと理解してよろしいのでしょうか。細かいグラフですから見にくいかもしれませんが、ずっとさっきから眺めてて、ほとんどみんな一緒だなというふうに見えるんですけど。

○河川管理者（近畿地方整備局 木津川上流河川事務所長 桜井）

木津川上流の桜井です。一番流下能力の低いところとして、8ページの下に距離標の2、3km地点が一番流下能力の低いところですが、この部分で計画の高水位を超えています、10ページの下で川上ダムなどの整備後で、この計画高水位を下回っています。

○川上委員

ああ、ごくわずかですね。

○河川管理者（近畿地方整備局 木津川上流河川事務所長 桜井）

はい。

○川上委員

これは拡大してもらわないとわかりませんね。

○河田委員

さっき、ちらっと聞いたんですが、これは、氾濫は越流だけでやっているんですか。超過洪水の場合、堤体は何もなっていないという。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 井上）

審議資料2-4でお示ししているこの水位縦断図、例えば2ページ、3ページのところにございますが、このときの水位縦断図につきましては、上流の宇治川・木津川・桂川については堤防を越水したときの状況で、そのときの水位を示したものでございます。ですから、ここで仮にもし計画高水位を超えたときに破堤をしているという条件が起きましたら、ここまでももちろん水位は上がらないんですが、それは今回の資料の中にはお示しはしておりません。

○河田委員

そうすると、越流のやり方によってはこの数字というのは随分変わりますよね。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 井上）

10月6日の委員会的时候には、破堤の条件を3つ用意しまして、計画高水位を超えたときに破堤をする条件、それから堤防天端までに至ったときに破堤をする条件、それから破堤せずにそのまま越水だけする状態のときの条件という3つの条件で超過洪水のときの被害額を出しております。

○河田委員

そうすると、今回の被害額はどの条件のやつなんですか。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 井上）

この1ページでお示ししておりますのは、条件を書いてなくて申しわけございませんでしたが、この計画高水位に達したならば破堤するという条件で算出したときでございます。四角の枠書きの

左側に書いてあります、中上流域でも計画高水位になったら破堤し、さらにその水位が下流まで至って、下流で計画高水位に至ったら破堤するという条件で算出したものです。

○河田委員

そうすると、氾濫水は十分堤内地に入っているという形になっているんですね。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 井上）

はい、そうです。

○河田委員

わかりました。

○本多委員

本多です。資料2-3の4ページなんですけど、ここに上と下とで大きな違いは大戸川ダムになっているんですけど、計画高水位を若干超えているところと、大戸川ダムがあると超えないところというのがあるんですけど、これも本来堤防を超えているわけではないので、堤防を強化して越水に対する強化をすれば問題は起こらないと思うんですけども、でも計画高水位というものを問題にしたときには出ているから、これは引っ込めなあかんという話にもしなっているのかどうか、私はよくわかりませんけれども。今まで計画高水とか、そういう話がずっと以前まではなかった中で、今回出てきて、それによって大戸川が要るのか要らないのかという議論になると、少し何と言うんですかね、もう詰まってしまうような状況になるのではないかなと、私は。

○宮本委員長

だから、それはすごく本質的な議論で、当然大戸川のところで議論する話だと思いますので、ここで聞いても、これは何の回答にもならないと思いますので、それは聞かない方がいいと思います。

もう、大分時間がたったので、ぜひ今度は次回からのやつでお願いしたいと思うんですけども、やっぱりこれだけの資料でも、やはり皆さんはわからないところがいっぱいあるわけですよ。ですから、きょうは今後の審議の進め方をやったんですけど、この状態で何か意見を出すなんて話は、私はまだできてないというふうに思っていますので、皆さん方の賛同を得て今後の進め方が決まりましたので、ぜひそれで進めてまいりたいというふうに思います。

それでは、これできょうの審議は終わりたいというふうに思います。

4. 一般傍聴者からの意見聴取

○宮本委員長

これからは、一般傍聴の方のご意見をお伺いいたしますので、発言のある方は挙手をお願いいたします。こちら1名、こちらが6名ですね。

そしたら、こちらからお願いします。

○傍聴者（酒井）

琵琶湖・淀川水系流域圏京都桂川流域住民の酒井です。昨日、淀川水系河川整備計画原案の第2回市町村長の意見交換会に傍聴参加してきました。近畿地方整備局から谷本河川部長、吉田淀川事務所長、津森琵琶湖事務所長他の河川管理者も出席されていました。そこで各自治体の長さんが意見を述べておられます。今日の流域委員会審議は、資料にある整備計画原案の質問項目の整備局回答を聞いている段階です。各自治体長さんは、原案内容をよく関係者、住民に意見を聴いたうえで意見を出されているとは思えませんでした。そこでの意見集約を国交省に出すとの新聞記事が出ています。一方、各地で住民意見交換会が行われています。これらの会議での配布された資料、意見、報告書が今日の流域委員会に何故出てこないのでしょうか。

本日の審議の説明の中に当然資料として入ってこなければ、あっちではこう言い、こっちではいい顔をして説明していることになります。これでは地方自治、民主主義の崩壊です。近畿地方整備局の河川管理者は、地方自治、民主主義を一体どう考えているのですか。前回の委員会にも傍聴者発言をしました。この答えを下さい。

第3回目の市町村長の会議が予定されています。明日は猪名川・藻川の意見交換会があります。この現状を流域委員会はどうされるのですか。河川管理者のホームページでは会議の内容を十分理解できません。いつになったらこの意見集約と流域委員会の意見が合体して淀川水系河川整備計画ができるのでしょうか。淀川水系流域委員会は約6年間やってきました。この混乱をきたしている原因は、国交省河川管理者じゃないですか。答えて下さい。以上です。

○宮本委員長

はい、ありがとうございました。

それでは、こちら、一番後ろの方から。

○傍聴者（浅野）

自然愛・環境問題研究所の浅野です。きょうは利水の説明に対して、これまで私も質問してきましたが、河川管理者から示されるデータが非常に役に立たないということを見ました。例えば「大内水位流量観測所」ですが、これはその上流に伊賀市水道の守田水源があります。そして、そのすぐ直上に、森井堰という農業用水をとっている堰があります。この堰がどういう形で受益しているかということを11月2日に調べてまいりました。

それで、別紙の1082に、私の再質問を受けて、森井堰用水経路図というのが出ております。この用水経路図の中であらわされている白い用水経路は、確かにこれに近いと思いますが、これですべ

での用水経路図にはなっておりません。問題は、この森井堰においてせきとめられた水がかんがい期にはずっと下流の「八幡排水樋門」へ排水されているということ。いわゆるこの受益面積44haの大半である排水は、はるかかなたのところで木津川に還元されている。これについては、河川管理者がこの経路図であらわしているのは、それはかんがい期だけはそうであるということなのですが、私は11月2日に現地で確認しましたら、立派に「八幡排水樋門」に水がどんどん流れております。

こういうようなわけで、「八幡排水樋門」より上流の「大内水位流量観測所」の測定ですら信用できない。それから大内については、昭和31年から46年までは、島ヶ原の水位を見て、それを流域比、（島ヶ原の集水面積とこの大内地点での集水面積）、その比率で単純に当てはめて大内の流量としている。こんな「ええかげんなデータ」を出さないでいただきたい。

それからもう1つ、服部川の「荒木水位流量観測所」ですが、ここは観測地点のすぐ下流、20mぐらいのところに西明寺井堰というのがありまして、ここが取水しているときなどは、いわゆる堰上げで水が殆んど動いていない、流水がないときもたくさんあると思います。私たちが現地視察したときは、ほとんど動いておりません。こんなところで流量を測定しているわけです。つまり、この荒木についても全く信用ならないデータが出ておりまして、こういうところをデータとして私たちに提出していただいても、全く意味がないのではないのでしょうか。

この「川上ダム・上野遊水地に関する説明書」の中で、大内のいわゆる流量、これが各年どれだけのもので、そして正常流量とあわせて考えると、それを下回っている流量であるというグラフが出ておりました。これもやはりもう一度精査して、改めてもらいたいと思います。

以上です。

○宮本委員長

はい、ありがとうございました。

それでは、その方から前に来まして、どうぞ。

○傍聴者（今本）

今本です。きょうの最初に、今後どういうふうはこの委員会を進めるかという議論がありました。が、なぜこうなったのかということです。

河川整備計画原案を読みますと、非常にわかりにくいです。あるいはわかりにくくしていると言った方がいいかもわかりません。また、説明する側がひょっとしたらわからせないように説明しているのではないだろうかと言いたくなるほど、説明がわかりにくい。ひょっとすると、説明する側もわかってないのかもわからない。こういうことではちが明きません。これからダムの問題をや

られるというわけですから、なぜダムをつくらうとするのか、あるいはこのダムに対してどういう問題点があるのか、それをきちっと説明して、そして委員の審議にかけてもらいたいと思います。

ダムについてこの委員会は非常に厳しい態度をとってきました。しかし、ダムを否定するわけではありません。もし河川管理者が本当にダムを必要というのだったら、この委員会をひっくり返すぐらいの説明をしていただきたい。これまでの議論は本当に必要なことをしているのでしょうか。いろんな細かいデータを示して、それに対する質問もいろいろありますけれども、本質に迫っていないような気がするんです。

きょうのデータで1つ感じましたのは、資料2-4ですね。これにいろんな計画規模以上の降雨が降った場合を計算しています。例えば2.5倍降ったとき、ダムはどうなっていると思いますか。満水状態のはずです。ダムのない状態と同じはずです。ところが、この図を見て、2ページの上の図です。2.5倍流れてきても、水位は天端より低いんです。つまり、破堤しなければ、2.5倍という恐らく1000年に1回、あるいはそれ以上かもわかりません、そんなものでいける。そのどちらを選ぶのかというのがこの委員会の原点だったんです。

それと、中村さんの質問で、環境の問題が出ていました。河川法が改正されて環境が取り入れられてどうなったのか、それに対していろいろワンドの問題だとかと言っていましたけれども、私は、基本は治水や利水であろうとも、環境に重大な影響を与えないような方法を選ぶ。そこまで行き着かないと河川法を改正した趣旨は反映されていないと思います。ぜひ真剣に、次からわかりやすい議論をしていただきたい。よろしくお願いします。

○宮本委員長

はい、それでは、次。どうぞ。

○傍聴者（中川）

宇治に住んでおります中川といいます。天ヶ瀬再開発と宇治川改修に関して3点意見と要請をしたいと思います。

まず、第64回の塔の島地区河川整備事業、これは10月6日に配られた資料ですけれども、この中に琵琶湖沿岸地域の浸水被害の実態を写した資料があります。これは、昭和47年7月の洪水の浸水実態が載せられているわけです。だけど、現在この昭和47年よりも、昭和47年というのは琵琶湖総合開発が着手した年です。平成9年に琵琶湖総は終わっていますので、琵琶湖沿岸地域の浸水状況は格段によくなっているわけです。ですから、これはうその数字であり、写真なわけです。これは琵琶湖河川事務所の所長であった児玉さん自身が、平成7年の水害と昭和47年の水害を比較して、格段によくなったと、得々と琵琶湖総の成果を語っておられます。そういう数字が現実にあるにもかか

ならず、こういうそのようなデータを載せるのはなぜなのか。

このデータは、このとおり琵琶湖沿岸地域はひどい状態だから、天ヶ瀬再開発が必要なんだよと、そういう説得するための資料なんですけれども、その資料が捏造されている、捏造というか、うその資料が出ているわけですね。これは市民を冒瀆するのも甚だしいものです。この意見を出しました。それに対する河川管理者の回答は、過去の事実を載せているだけです。つまり、うそはついていませんよということなんです。確かにうそはついてないでしょう。だけど、現実の被害実態を、現実、つまり今現在の被害実態を示す資料ではないわけですね。こんなものは堂々という委員会、あるいは市民の前に出される。怒りを感じます。委員会としても、ぜひしかって、撤回させるように指導をお願いしたいと思います。

それから2つ目。宇治川改修事業、それから天再含めてですけれども、宇治川流量を $1,500\text{m}^3/\text{s}$ で改修しようとされているわけですが、この中で、要するに琵琶湖後期放流を $1,500\text{m}^3/\text{s}$ にする、なぜ $1,500\text{m}^3/\text{s}$ なのかという質問が多くの方から出ています。それに対する回答は、塔の島地区の景観保全が非常に大事だと。それを考えた場合に、 $1,500\text{m}^3/\text{s}$ が限界だと。だから $1,500\text{m}^3/\text{s}$ でしているんですよ。つまり、塔の島地区の景観は大事だから保全しますということを明言しているわけです。

ところが、今現在 $1,500\text{m}^3/\text{s}$ まで行っていません。 $1,500\text{m}^3/\text{s}$ を準備して着々と工事は進められているわけですが、その中で既に景観はずたずたになっています。これについては余り多く言いませんけれども。現にそれを認めておられると思うのですが、塔の島の閉め切り堤防、これを撤去するメニューが明らかにされています。つまり、明らかに景観を壊している、あるいは生物を含めた河川環境、これに対してもダメージを与えている。これが明らかだから撤去しようとしているわけですね。つまり、環境保全ということを考えた場合、 $1,500\text{m}^3/\text{s}$ を対象とするというのは既に破綻しているわけです。ですから、これは白紙に戻して検討していただきたいと思えます。

この $1,500\text{m}^3/\text{s}$ に関していいますと、では洪水のとき、どれだけ出てくるのか。つまり、琵琶湖後期放流ではなしに、大雨が降って宇治川にどれだけ洪水が出るのかというこの数値ですね。これに関しても非常に大きな疑問があります。少なくとも、今現在審議されようとしている整備計画原案、この中では、宇治橋地点の流量は、 $1,100\text{m}^3/\text{s}$ ということになっているわけですね。ですから、 $1,500\text{m}^3/\text{s}$ に固執する必要は全くないわけです。少なくとも整備計画を今決めて、ではこれで行こうねというのであれば、 $1,500\text{m}^3/\text{s}$ を棚上げしてでも景観を守る、環境を守るための $1,100\text{m}^3/\text{s}$ でやってもいいのではないかと思います。

それともう1つ、この $1,500\text{m}^3/\text{s}$ 、そもそもなんですけども、きょう私はここへ来て、資料を見てびっくりしたんですが、どうして洪水流量 $1,500\text{m}^3/\text{s}$ が流れてくるのかというと、天ヶ瀬ダムから $1,140\text{m}^3/\text{s}$ を放流すると。それに残りの残流域を合わせて $1,500\text{m}^3/\text{s}$ になるんだという説明なんですけど。この残りの残流域の流量をどのようにして計算しているのかというと、合理式で計算されているわけですね。びっくりしました。つまり、この $1,500\text{m}^3/\text{s}$ 、あるいは枚方の1万 $7,000\text{m}^3/\text{s}$ の流量、これは貯留関数法で流量計算されていると聞いている、そのはずなんですけども、それに、全然異質な式を使った式で $1,500\text{m}^3/\text{s}$ を決めている。驚きに値します。流域委員会の先生方の中に当然河川工学専門の先生もおられると思いますので、この点もぜひ十分見ていただきたいなと思います。

それともう1点。あと、天ヶ瀬ダムはアーチ式ダムなんですけれども、当然岩盤には非常に大きな力がかかっています。ここで非常に大きなトンネルを掘るわけなんですけれども、この安全、地山の安全はどうなのかということ。これについては、一応回答はいただいていますけれども、これもできれば流域委員会の中で議論はできないものかとお願ひするものです。

以上です。

○宮本委員長

はい、ありがとうございました。

○傍聴者（藪田）

宇治・世界遺産を守る会の藪田と申します。これからの審議はテーマを絞ってやられるということで、大戸川、天ヶ瀬ダムというのがあったと思うんです。ぜひお願いしたいのは、ダムを議論する場合、上流下流を考えてやってほしい。つまり、第2期までは、いろいろ議論されたんですけど、宇治川の塔の島の辺の議論はほとんど出来ていなかったという状況だったと思うんです。はっきり言って、宇治川塔の島地区が一番のポイントなんです。あそこが解決しないことには解決しないと思います。

それで、私は第65回委員会以降、河川管理者が地域の意見を聞くということで、「淀川を考える会」、それから「塔の島地区河川整備に関する意見交換会」、この宇治でやられたものに参加しました。それから、「『塔の島地区河川整備に関する検討委員会』の委員への報告会」という、少しえたいの知れないものがありましたけれども、これの傍聴にも参加しました。そこで感じたことは、まずやはり質問に対して河川管理者が正面から答えない。口は動いているんですよ。しかし、はぐらかすという状況。それから、提出されている資料の内容が相手によってころころ変わっている。これでいいのかという問題があります。だから、逆に言えば、一層不信が増大しているということ

を、ちょっと厳しいですけど伝えておかなければならないという問題です。

私は非常に数字が気になって、きょうの資料で宇治地点というのがあったんですけど、50.4kmと書いてあるんです。これは基本方針を見ていたら50.5kmなんですね。こういう数字はどうでもいいのかというのは、私は素人ですからわかりません。基本方針と違うポイントを宇治地点だというて50.4kmをいうのはどういうことなのかなというのがまずわからない。

実は、塔の島の河川整備にかかわって前提となる問題、つまり塔の島地区の現況の流下能力について何回も質問しているんですけど、通し番号で言ったら612ですけども、この間 $850\text{m}^3/\text{s}$ とか $890\text{m}^3/\text{s}$ とか $1,000\text{m}^3/\text{s}$ とか $1,100\text{m}^3/\text{s}$ とかいろいろ数字が出されています。それで本当は何 m^3/s なんですか、根拠を示してくださいという、非常に初歩的な単純な質問なんですけど、きょうの回答の中でもきちっと出てないと。これではだめじゃないかと思えますね。

それから、もう1点。この塔の島地区の河川掘削量にかかわる問題で、この間の委員会では、河川管理者は、最小限の掘削、最深河床部0.4mというぐあいによってきました。ところが、11月4日の地域の意見交換会では変わってきているんですね。最小限の掘削0.4m掘削と。最深河床部0.4mというのと、単なる0.4mというのは、全く意味が違います。なぜそうなのかということは、もちろん質問書は出しますけれども。それで変えたのであれば、変えたで、きちっと流域委員会に報告しないと、私が心配するのは、流域委員会の議論と河川管理者が地域でやっている説明内容がばらばらになってきたら、これは大変なことになるんですね。そこをやっぱり河川管理者はきちっとすべきだというぐあいに思います。

あとと言えばいっぱいあるんですけど、要は、分厚いこの資料、いっぱい文字を書いてもらうということが大事なんじゃなくて、前も言いましたけど、きちっと事実を述べる、真実を述べる、うそをつかない、うそはついてへんけど欺くというのがありますから、欺かない。こういう態度でやらないと、これはいつまでたっても信頼は勝ち取れないと思います。ですから、意見交換の前段の宮本委員長がいつも言われているように、情報の共有化ができない、まだできてない、そこへ到達してないと思うんですね。これはやっぱり河川管理者がもっともときちっとやるべきだと思うんですね。職員は非常に苦労されていると思うんですよ、これだけの質問が出たら。ただ、ポイントを外して回答してもらったら、何の意味もないということだけ伝えておきたいと思います。

○宮本委員長

はい、ありがとうございました。では、こちら、まいりましょうか。

○傍聴者（志岐）

天ヶ瀬ダムから $1,500\text{m}^3/\text{s}$ を流したときに、特にです。塔の島地区の川底では何が起こります

か。それから、そこに棲んでいる生物に対してはどういう影響がありますか。現在のお考えで結構ですし、わからないでしたら、今後検討するとかおっしゃっていただきたいと思います。どういう検討をするのかということもです。

2番目は、似ていますが違う質問です。1,500m³/sというのは、100年ほど流れなかったとします、流さなかったとします。しかし、1,500m³/sを流すような整備をしたとしますね。その場合に、塔の島地区の河床、あるいは護岸は5年、10年、50年後どうなりますか。その生物の生存条件、そして実際に生物の生態系はどうかと思っておられますか。検討中なら検討中と、あるいは今後検討するならどういう検討計画であるということをお話し願いたい。

○宮本委員長

はい。それでは、前の、はい。

○傍聴者（増田）

箕面から来ました市会議員の増田京子です。何点か質問させていただきたいのですが、きょうの一番最初にありました今後の委員会の進め方の点ですけれども、私は箕面ですので、余野川ダムが入ってないということが非常にやっぱり不満は不満です。なぜかといいましたら、余野川ダム、当面はつくらないということで今度いろいろ意見を聞く会を設けてくださいましたね。それで、これはこんな立派なのを新聞の折り込みに入れてくださいました。多分、でも始まって、何回か済んでから新聞折り込みに入ったんじゃないかと思いますが、ここにもはっきりと一応余野川ダム事業は当面実施しませんとは書いてはくださっていますけれども、その当面がどれぐらいなのか、この委員会では20年から30年ぐらいとおっしゃったと思うのですが、そういうことをはっきりと文章に書いていただきたいということと、それから基本方針ではダムをつくるようなことを言っていますので、それがいつごろになるのかというか、そういうふうなことも、もうちょっと議論はしていただきたいと思うんですね。

それと、多目的ダムではなくなったと。それから河川法に基づく治水ダムになるということですが、どういうふうな手続で行われるのか、そして利水がなくなりましたけど、利水の料金を箕面市に払ったものがどうなるのかとか、そういうふうなことなんかもまだまだ私は余野川ダムに関係します者としては、やはり議論していただきたいことがあるんです。ですから、なぜこれを外したかというのは、やはりお聞きしたいんですが、でも今も塔の島の話もあって、いろいろそういう面では、まだまだ大変なところがあるので、ちょっとそれは次回しというところでしょうけれども、決してその観点は忘れないでいただきたいと思います。私たちはそれをいろんなところでも質問していきますので、きっちりとお答えはしていただきたいと思います。そういうところにとどめ

ておきますが。

それで、2点目に、先ほど酒井さんが、昨日市町村の長ですか、首長の懇談会があったということで、これも箕面もきのうは行っていたかどうか知らないんですけども、箕面もかかわっていますので市長は行っていますが、確かに、私はきょうの質問、いろいろ意見の交換、議論を聞いていまして、それから説明を聞いていまして、本当に今までの委員会と変わったなと思ったのは、またまたやはり河道に水を閉じ込めるという方向しか全然説明されていないという気がしたんですよ。

それで、市町村長懇談会で、1回目の議事録だけを見せていただきましたけど、ここでも結構いい治水対策についての意見を言われているんですよ。今までの河川整備が治水一辺倒だったことを反省すべきだが、逆に治水がいい加減になってはいけないとか、いろいろいいこと、すべてダムをつくってくれというだけで書かれているわけじゃないのに、きのうの首長の懇談会後の新聞報道では、ダムをつくれというふうなことになってきているんですよ。

それで、ここで思ったのが、今きょう河田委員が最後の方に言われましたけど、本当に防災というのは、いつも言いますが、国土交通省の河川整備だけではできないということは、耳にたごができるほど皆さんも聞いていると思うんですね。だから、首長に対してきっちりとそういうことを話されたのかどうかというのが非常に私は疑問に思いました。整備計画原案の51ページに、地域で守る町づくり、地域整備というのがあるんですけども、私は、一番こういうことを、この首長懇談会があるんでしたら、そこでこういう話をして、今地域で水害に強い地域づくりの協議会というのがあるんですけど、そういうところに力を入れるという話をまずして、それをどうやって、やっていくのかという議論がなければいけないのに、まず出てくるのはやはりダムをこれまでどおりつくれという結論がどうして出るのかなということを非常に疑問に思いました。

そういうことも含めて、本当に防災という観点をもう一度国土交通省だけではできないので、その辺の視点を、今度第3回があるということですけども、きちっとそういう懇談会で話し合っただけだとはいけません。

そして、3点目なんですけれども、私はきょう本当にすごいろいろな議論をされて、それでこれからはやり方を変えてやっていくという話だったんですけども、ここ何回か少し本当にこの議論が生かされるのかなと思う点がありました。その1つが、猪名川総合事務所、うちの担当部長が聞いたんですけども、最初は今年度中に閉めるという。でも、それが来年度になったという話を聞いたんですけども、まだこの答申も出ていないのに、そのようなことをしていいのかということをお大変疑問に思いました。

それからもう1つ、滋賀県の県会議員から私のところに電話があって、「今流域委員会でどんな議論をしとるんや」と。「私のところに、大戸川ダムはつくるという説明が来たで」と私って県会議員ですね。これは原案の説明に行ったんでしょけれども、そのときに、どういうふうに説明されたのかなと非常に思いました。私は今流域委員会で本当にシビアな議論をされていますよと、一度見に来てくださいということを行ったんですけども、滋賀県では、「ダムをつくってほしいという県会議員は喜んでるで」というふうなことも聞いたんですよ。どんな説明をされているんですか。私はここの議論、本当に今皆さん大変な時間を使ってされているのに、もう結論ありきなのかと思ったのが、この2つです。

ぜひ、委員の皆さんはそうでなくて、本当に皆さんが真摯にこれから議論される答申が反映されるように皆さんがされていかれると思うんですけども、河川管理者はきちんとその辺のことを本当にわきまえられているのかと強く思いましたので、そういう説明に行くときは、あくまでも原案ですよと、そういうことをきちんと行っていただきたいと思います。

それから、最後にこれは庶務なんですけれども、私はこうやって質問、意見を言いますよね、傍聴発言しますよね。そのときに、ここで今名前を書くんですけど、私のところに送られないで、庶務の方聞いてくださいね、一度言いましたけども、全然違うところへ私のこの話している内容が送られるんです。それを改めていただきたいと思います。庶務の方もきちんとすることはやっていただきたい、以上です。

○宮本委員長

はい、ありがとうございました。では、どうぞ。

○傍聴者（細川）

尼崎市の細川です。住民と河川管理者のダムについての認識は物すごく差があるなというのを感じています。一庫ダムの運用が始まった直後に、川西市で水害があったときに、その被害に遭われた住民の方は、今でも、ダムができたのに水害に遭ったと、河川管理者にだまされたと恨んでいます。ダムができれば水害はなくなると聞かされていたからです。私だって、流域委員会で勉強するまではダムができれば下流はすべて全く水害がなくなるものだと思っていました。堤防はいっばいに天端いっばいまで水が流れたとしても、壊れることはないものだと思っていました。私の家は、堤防の直下です。そこでもし破堤があったら、家がすべて水没します。それなのに、河川管理者は、ダムの効果は限定的だということはだれよりも御存じのはずなのに、きょうの説明でも、超過洪水で下流は破堤で浸水していても、まだダムには被害を軽減する効果があるという。それを淀川の下流の住民に堂々と言えますか。被害を受ける住民にそんなこと言えますか。

もしも、河川管理者がそれでも本当に必死に住民を壊滅的な被害から救いたいと思ってくれているのであれば、被害を受けるのは仕方がないかもしれません。けれども、余裕高まで堤防の強化が5年で済めば、あとはダムをつくります、そういう河川管理者を本当に住民のために思ってくれていると信じることができますか。余裕高までの堤防強化であとはダムで補ってくれればいいのか、たとえ余裕高を超えてもできる限り堤防が壊れないようにするのか、どちらがいいのか、選ぶのは住民であってほしい。せめて、今ここで話し合っている流域委員会と河川管理者は、被害を受ける住民の身になって判断をしてください。

ありがとうございました。

○宮本委員長

ありがとうございました。もうほかはございませんですね。では、これで一般傍聴からの意見を終わりたいと思います。

先ほど言いましたけれども、次回からは新たなスタイルでやりますけども、並行して、各委員、各傍聴者の方々から、河川管理者に対するきょうの説明、あるいは返ってきた回答に対する質問は継続してやりますので、そこはぜひ河川管理者は対応をお願いしたいと思います。そういう意味で、この1週間後の11月14日までにきょう出されたいろんな説明に対する質問がありましたら、いつものとおり庶務まで出していただきたいというふうに思います。

それでは、これで委員会を終わります。庶務お願いいたします。

5. その他

1) 今後の委員会スケジュール

○庶務（日本能率協会総研 前原）

庶務より次回の委員会スケジュールをお知らせいたします。

次回第67回委員会は、11月26日月曜日の開催予定となっております。なお、11月21日の委員会予備日については、開催しないことが決定しております。

以上でございます。

6. 閉会

○庶務（日本能率協会総研 前原）

それでは、これをもちまして淀川水系流域委員会第66回委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

[午後 8時 1分 閉会]